

Ⅱ スポーツ少年団の組織と運営

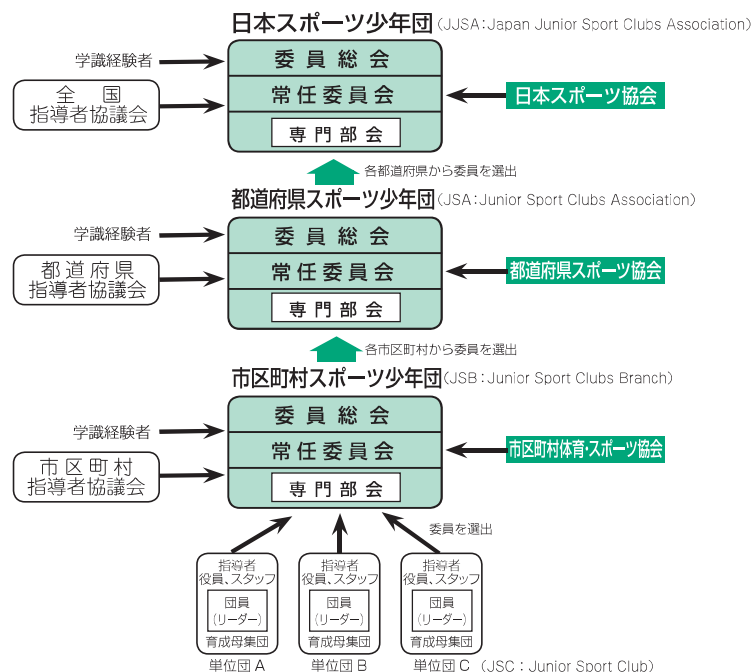
1. スポーツ少年団の組織

<スポーツ少年団の組織>

スポーツ少年団は、単位団、市区町村スポーツ少年団、都道府県スポーツ少年団、日本スポーツ少年団の4つの段階で構成・運営されています。市区町村・都道府県・日本スポーツ少年団は委員会や専門部会を設け、直接的・間接的に単位団やそこに所属する団員、指導者、役員・スタッフおよび育成母集団を支援しており、指導者の資質向上を図るため、指導者協議会を設置しています。

また、スポーツを総合的に統轄する団体である体育・スポーツ協会や教育委員会等の地方行政機関とも連携して、青少年の健全育成に努めています。

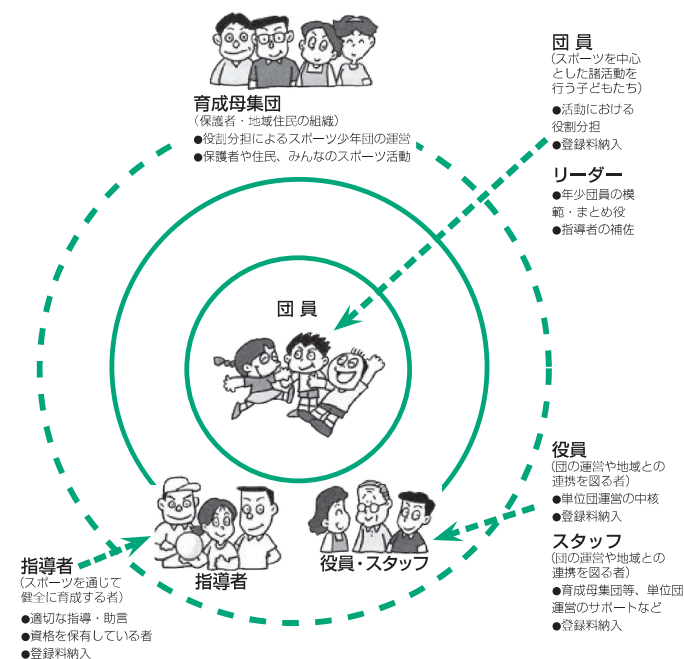
■スポーツ少年団の組織図



<単位団>

単位団は、団員やリーダー、指導者および役員・スタッフを中心として組織されます。また、活動にあたっては、地域の中で財政面、活動面、人材面にわたって単位団を支えてくれる育成母集団などの協力が不可欠となります。それぞれの役割については、P.24 から解説します。

■単位団の組織



<市区町村スポーツ少年団>

地域の登録単位団を集約しているのが市区町村スポーツ少年団です。単位団の所属メンバーの情報をとりまとめて都道府県スポーツ少年団へ登録申請するほか、市区町村スポーツ少年団の行事の企画・運営、新規団の登録や団員、指導者、役員・スタッフ、育成母集団の資質向上をはかる研修、国際交流活動への参加、単位団活動における安全対策などを行います。

<都道府県スポーツ少年団>

都道府県スポーツ少年団は、登録された単位団を基盤として、市区町村スポーツ少年団役員を中心に、都道府県スポーツ協会役員や学識経験者などで運営されています。

市区町村スポーツ少年団から登録申請があった単位団の情報をとりまとめ、日本スポーツ少年団へ登録申請するほか、リーダー、指導者、育成母集団の育成や研修、ブロック大会、全国大会、国際交流への団員、指導者等の派遣、各種広報活動、表彰などを行います。

<日本スポーツ少年団>

日本スポーツ少年団は、登録された単位団を基盤として、市区町村・都道府県スポーツ少年団で構成された組織で、公益財団法人日本スポーツ協会(JSPO)の内部組織となっています。

2. スポーツ少年団の登録

<スポーツ少年団の登録>

スポーツ少年団はメンバーシップ制であり、単位団は年度ごとに団員、指導者、役員・スタッフを登録します。毎年4月から7月の間にスポーツ少年団登録システムを用いて、所属する市区町村スポーツ少年団で登録手続きをした単位団は、都道府県スポーツ少年団を通じて日本スポーツ少年団へ登録申請されます。

最寄りの市区町村スポーツ少年団の連絡先は、各都道府県スポーツ少年団へお問合せください(→P.59)。

登録が完了した単位団には、登録認定物品が交付されます(→P.43)。

団員登録の要件:登録する年の4月1日現在満3歳以上

指導者登録の要件:登録する年の4月1日現在満18歳以上で、日本スポーツ協会(JSPO)公認スポーツ指導者資格^{※1}保有者(登録前年度に養成講習会を修了した者も含む)

※1 次の資格を含む

- ・日本サッカー協会(JFA)公認C級コーチライセンス以上の資格
- ・日本バスケットボール協会(JBA)公認C級コーチライセンス以上の資格

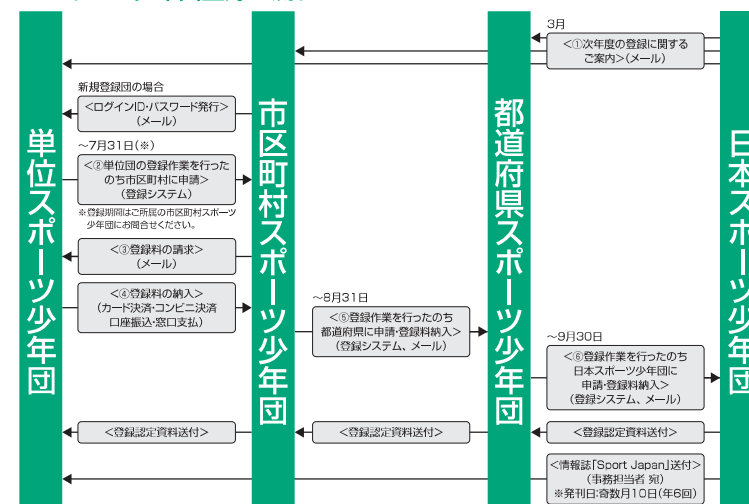
単位団登録の要件:

- ・原則として団員10名以上と指導者2名以上が必要
- ・指導者のうち「スポーツ少年団の理念を学んだ者(→P.25)」が2名以上必要^{※2}

※2 **新規登録単位団は、初年度に限り「スポーツ少年団の理念を学んだ者」2名は必置しなくともよいが、当該年度内に少なくとも2名が「スポーツ少年団の理念を学んだ者」として、指導者登録ができる資格(JSPO公認スタートコーチ(スポーツ少年団))の養成講習会の受講を修了することが必要**

※上記登録要件は令和7(2025)年度登録に関するものです。登録年度により異なる場合がありますので、日本スポーツ協会ホームページ等から最新の登録要件をご確認ください。

■スポーツ少年団登録の流れ



3. 指導者、役員・スタッフの役割

子どもたちのスポーツ活動には、適切な指導や助言が必要です。しかし、一人ですべての運営や指導を行うのには限界があるため、指導者、役員・スタッフは役割を分担し、団の運営に携わることが重要となります。

また、以下の点に留意する必要があります。

- ① 自発的にスポーツを選んできた子どもたちに対し、指導者、役員・スタッフとしての責任を果たす必要があることを認識しましょう。
- ② 子どもの発達には個人差があることや外見的な成長の様子と内面的な成熟の度合は必ずしも同じではないことを十分に理解しましょう。
- ③ 発達期のスポーツ活動は、生涯スポーツの基礎づくりの活動であることを常に認識しましょう。
- ④ それぞれの発達段階に応じ、機能的・生理的・心理的な面を考慮した活動の質・量を常に考え、無理な活動は避けましょう。
- ⑤ 一人ひとりに運動やスポーツの楽しさを十分体得させましょう。
- ⑥ 単一のスポーツ活動のみに限らないようにしましょう。
- ⑦ 指導内容に十分な工夫と豊かなアイデアを持ちましょう。
- ⑧ 管理することだけに集中せず、子どもたちの自主的・自発的活動を促し支えましょう。
- ⑨ スポーツ活動や団の運営において、暴力、暴言、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等の反倫理的行為を根絶しましょう。
- ⑩ 指導者自身の経験と勘に頼った指導ではなく、広い視野と科学的根拠を持った指導を心がけましょう。
- ⑪ 安全で効果的な指導を行うために、単に指導者の資格を取得するだけでなく、常にスポーツの楽しさを伝えられる指導者として学び続けましょう。
- ⑫ 勝利だけにこだわらず、活動の過程を大事にしましょう。
- ⑬ 団の運営は透明性を確保し、全員が参加できる環境を作りましょう。
- ⑭ 仲間意識と思いやりを育てましょう。
- ⑮ 学校・家庭・地域社会などとの連携を深めましょう。

<指導者資格について>

スポーツ少年団に指導者として登録するには、JSPO 公認スポーツ指導者資格^{*}の保有が必要です。この資格は、登録・更新制の資格であり、常に自らが学び続けながらスポーツ指導が実践できることを証明するものです。

※次の資格を含む

- ・日本サッカー協会 (JFA) 公認 C 級コーチライセンス以上の資格
- ・日本バスケットボール協会 (JBA) 公認 C 級コーチライセンス以上の資格

なお、単位団登録にあたって、登録する指導者のうち、2 名以上を「スポーツ少年団の理念を学んだ指導者」とする必要があります。

[スポーツ少年団の理念を学んだ対象となる者]

- (1) 令和元 (2019) 年度にスポーツ少年団認定育成員または認定員の資格を保有していた者
- (2) JSPO 公認スタートコーチ (ジュニア・ユース) 資格保有者
- (3) 令和元 (2019) 年度以前にシニア・リーダーとして資格認定され令和 5 (2023) 年度まで引き続きスポーツ少年団に登録を行っていた者
- (4) 令和 2 (2020) 年度以降にシニア・リーダーとして資格認定され引き続きスポーツ少年団に登録を行っている者

▼ JSPO 公認スポーツ指導者制度の詳細については、日本スポーツ協会ホームページからご覧いただけます。

(<https://www.japan-sports.or.jp/coach/tabid63.html>)



●スタートコーチ (ジュニア・ユース)

ジュニア・ユース期のスポーツ指導において、スポーツ少年団のみならず、総合型地域スポーツクラブ、学校運動部活動等の地域スポーツで活躍できる人材として、「スタートコーチ (ジュニア・ユース)」を養成しています。

この資格を取得すると、スポーツ少年団登録において「スポーツ少年団の理念を学んだ指導者」として登録することが可能です。



▼ JSPO 公認スタートコーチ（ジュニア・ユース）養成講習会の開催日程については、所属する都道府県スポーツ少年団へお問い合わせください（→ P.59）。

●スタートコーチ（ジュニア・ユース）インストラクター

日本スポーツ少年団では、スタートコーチ（ジュニア・ユース）養成講習会の講師として、受講者の学びを支援することのできる「スタートコーチ（ジュニア・ユース）インストラクター」を養成しています。

▼ スタートコーチ（ジュニア・ユース）インストラクターの詳細については、日本スポーツ協会ホームページからご覧いただけます。
(<https://www.japan-sports.or.jp/club/tabid1313.html>)



4. リーダーの役割と育成

スポーツ少年団では、将来の指導者を目指す人材として地域における青少年のリーダーを育成しています。リーダーは自身がスポーツの価値を享受し、さらには指導者と協力して、スポーツを楽しむことができる環境を創造していく役割を担います。また、リーダー活動を通じて身につけた能力を活用し、単位団のみならず、学校生活や地域活動の場にも活動範囲を広げて働きかけをする役割も担います。リーダーは、指導者と団員をはじめとする周囲の人々をつなぎ、指導者以上の効果を発揮することもあります。

中・高校生年代を中心に大切な役割を担うリーダーですが、スポーツ少年団では小学校の卒業を機に単位団活動をやめてしまう団員（いわゆる「卒団」）が多くいるのが現状です。するスポーツだけでなく、みる・ききえるといったスポーツの多様性・多面性に積極的に触れることのできるリーダーは、本人の成長のみならず、単位団にとって欠かせない存在です。部活動の地域連携、地域クラブ展開に関する今般の動きに鑑みると、指導者や役員・スタッフは、中・高校生がスポーツ少年団活動に継続して参加できるよう、役割を設けたり、単位団等の運営に携わらせるなどの体制を整えることが重要となります。

●ジュニア・リーダースクール（各都道府県が開催）

小学5年生～中学3年生を対象としています。都道府県ごとにスポーツやレクリエーション活動を含んだプログラムを実施し、「人とふれあう力」「考え方を深める力」「活動を営む力」を育んでいます。

開催日程については、所属する都道府県スポーツ少年団へお問合せください（→ P.59）

▼ジュニア・リーダースクールの詳細については、日本スポーツ協会ホームページからご覧いただけます。

(<https://www.japan-sports.or.jp/club/tabid952.html>)



●シニア・リーダースクール（日本スポーツ少年団が開催）

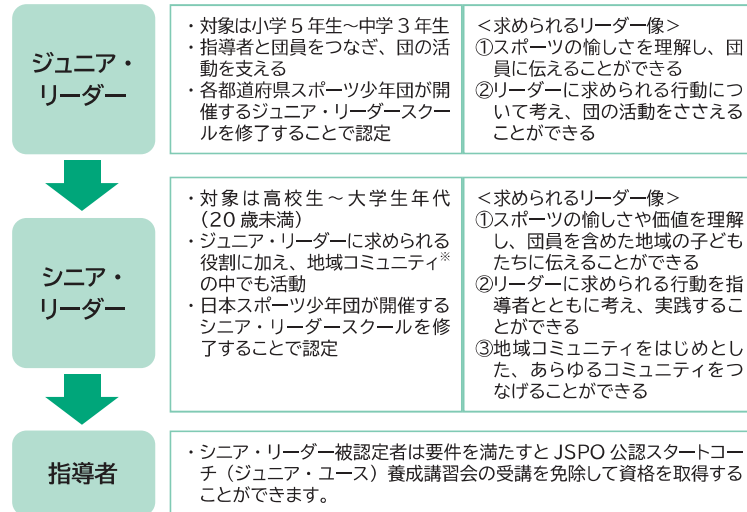
ジュニア・リーダー資格保有者を中心とした高校1年生～19歳を対象に、将来のスポーツ少年団指導者の育成を目的に実施しています。例年8月に行う3泊4日の宿泊研修では、テーマディスカッションや小学生を対象としたスポーツ指導の実践を行い、リーダーの資質向上を図っています。

▼シニア・リーダースクールの詳細については、日本スポーツ協会ホームページからご覧いただけます。

(<https://www.japan-sports.or.jp/club/tabid953.html>)



<リーダー資格の種類と仕組み>



※「コミュニティ」とは、人同士のつながり等の社会的な諸関係のことを指します。

<リーダー会>

リーダーを育てるためには、単位団での活動の他に、リーダー同士が地域や市区町村の規模で集まって資質の向上を図ったり、情報交換を行ったりするなど、活動の範囲を広げることも大切です。都道府県スポーツ少年団がリーダー会を組織していることも多くあり、リーダーの積極的な参加を促しています。

※日本スポーツ少年団では、リーダーに関連する事業として「全国スポーツ少年団リーダー連絡会」・「日独スポーツ少年団同時交流」・「JAPAN GAMES JUNIOR & YOUTH」を実施しています。（→ P.12 ～ 14）

＜日本スポーツ少年団の主な活動＞

公益財団法人日本スポーツ協会(JSPO)日本スポーツ少年団では、都道府県スポーツ少年団・市区町村スポーツ少年団の協力を得ながら、さまざまな活動を実施しています。

下記にその主な活動の概要を紹介します。参加条件等の詳細については、「日本スポーツ少年団活動計画」(P2～4)をご覧ください。

1. 指導者養成・研修

(1) スタートコーチ(ジュニア・ユース)インストラクター養成講習会

「スタートコーチ(ジュニア・ユース)インストラクター」の養成を目的に、2 日間の日程で開催します。

(2) スタートコーチ(ジュニア・ユース)インストラクター再委嘱研修会

「スタートコーチ(ジュニア・ユース)インストラクター」の資質向上や情報交換等を目的に全国 5 会場、各会場 1 日の日程で開催します。なお、本事業は「スタートコーチ(ジュニア・ユース)インストラクター」の再委嘱のために必要な研修です。

(3) スタートコーチ(ジュニア・ユース)養成講習会

「JSPO 公認スタートコーチ(ジュニア・ユース)」の養成を目的として、満 18 歳以上の方を対象に都道府県ごとに開催します。委託コース(国庫補助事業)と独自コースを設けており、コースや会場、日程、参加料(委託コースは 0 円)については、各都道府県スポーツ少年団が設定します。

(4) ジュニアスポーツフォーラム

指導者およびリーダーの資質向上をはかり、スポーツに欠かすことのできない安全・安心な環境を整備することを目的に、スポーツ少年団登録者、ジュニア・ユーススポーツに関わる法律実務家・研究者および JSPO 公認スポーツ指導者資格保有者等が一堂に会し、開催します。

(5) アクティブ・チャイルド・プログラム(JSPO-ACP)都道府県普及促進研修会

JSPO-ACP の理念、可能性および指導現場での活用法を全国的に周知・普及するとともに、子どもの指導に関するスキルアップを目的とした研修会を都道府県ごとに開催します。会場や参加料等については、各都道府県スポーツ少年団が設定します。

2. 指導者協議会関係

(1) 全国スポーツ少年団指導者協議会

指導者の資質向上と情報交換を目的に、各都道府県スポーツ少年団指導者協議会等代表 1 名の参加を得て開催します。

(2) ブロック指導者研究協議会 ※助成事業

全国 9 ブロックにおいて開催される指導者研究協議会に対して助成を行っています。

3. リーダー養成・研修

(1) シニア・リーダースクール

スポーツ少年団にとどまらず、地域において中核的な役割を担う青少年のリーダーを育成することを目的に、事前研修や全体研修(宿泊研修)、事後課題等を実施しシニア・リーダー資格の認定を行います。

(2) ジュニア・リーダースクール

リーダーの資質向上をはかるとともに、将来のスポーツ少年団指導者の育成を目的として都道府県ごとに開催します。会場や参加料等については、各都道府県スポーツ少年団が設定します。

(3) 全国スポーツ少年団リーダー連絡会

リーダーの資質向上ならびに各都道府県リーダー会および全国的ネットワークの充実・強化を目指し、各都道府県のリーダー代表者およびリーダー育成担当者が参加する全国会議を開催します。

(4) ブロックリーダー研究大会 ※助成事業

全国 9 ブロックにおいて開催されるブロックリーダー研究大会に対して助成を行っています。

4. 国内交流

(1) JAPAN GAMES JUNIOR & YOUTH(旧:全国スポーツ少年大会)

「全国スポーツ少年大会」は、令和 7 年度から大会名称を変更し、「JAPAN GAMES JUNIOR & YOUTH(読み方: ジャパン ゲームズ ジュニア ユース)」として開催します。毎年 7 月下旬から 8 月上旬にかけて、3 泊 4 日の日程で全国から団員・引率指導者計 288 名(最大)の参加を得て開催します。

(2) エンジョイ! スポーツフェスティバル(旧:全国スポーツ少年団競技別交流大会)

「全国スポーツ少年団競技別交流大会(軟式野球・バレーボール・剣道)」は、令和 7 年度から大会名称を変更し、「エンジョイ! スポーツフェスティバル」(略称: スポフェス)として開催します(各競技については以下のとおり)。

※ 2025 年 3 月 1 日に策定した「ジュニア・ユース大会レギュレーション」に則した大会となります。「ジュニア・ユース大会レギュレーション」については、P14~25 をご覧ください。

【軟式野球】エンジョイ! 軟式野球フェスティバル 2025

毎年 8 月上旬から中旬にかけて、3 泊 4 日の日程で全国 16 チーム計 384 名(最大)の参加を得て開催します。

【バレーボール】エンジョイ! バレーボールフェスティバル 2025

毎年 12 月下旬、3 泊 4 日の日程で全国から女子 48 チーム計 720 名および男子 10 チーム計 150 名、合計 870 名(最大)の参加を得て開催します。

※令和 6 年度から開催時期を3月下旬から 12 月下旬に変更しました。

【剣道】エンジョイ! 剣道フェスティバル 2026

毎年 3 月下旬、2 泊 3 日の日程で全国から団体戦 48 チーム計 288 名および個人戦 96 名、合計 384 名(最大)の参加を得て開催します。

(3) 全国スポーツ少年団ホッケー交流大会

毎年 8~9 月中旬、3 泊 4 日の日程で開催します。

(4) ブロックスポーツ少年大会 ※助成事業

全国の各ブロックにおける団活動の活発化と交流活動の促進をはかるため、ブロックごとに都道府県の指導者および団員の参加を得て開催されるスポーツ少年大会に対して助成を行います。

(5) ブロック競技別交流大会 ※助成事業

全国の各ブロックにおける団活動の活発化と交流活動の促進をはかるため、ブロックごとに各都道府県の指導者および団員の参加を得て開催される競技別交流大会に対して助成を行っています。

公益財団法人日本サッカー協会との共催である「JFA 全日本 U-12 サッカー選手権大会」は毎年 12 月下旬、全国から代表 48 チーム(最大)の参加を得て開催します。

5. 国際交流

(1) 日独スポーツ少年団同時交流(派遣)

毎年 8 月上旬から 8 月中旬にかけて、団員・引率指導者計 100 名(最大)をドイツに派遣し、研修を実施しています。

(2) 日独スポーツ少年団同時交流(受入)

派遣と同様に毎年 7 月中旬から 8 月上旬にかけて、団員・引率指導者計 100 名(最大)のドイツ団を日本に招き、研修を実施しています。

(3) 日独青少年指導者セミナー(派遣) ※偶数年度の実施

「日独スポーツ少年団指導者交流(受入)」と隔年実施しており、指導者 10 名(最大)を日本からドイツに派遣し、研修を実施しています。

(4) 日独スポーツ少年団指導者交流(受入) ※奇数年度に実施 ▶令和7年度はこちら

「日独青少年指導者セミナー(派遣)」と隔年実施しており、指導者 10 名(最大)をドイツから日本に招き、研修を実施しています。

(5) 日中青少年スポーツ交流

中国と隔年で団員 32 名・指導者 8 名の派遣・受入を実施しています。

※2025 年度の実施は見送り。

6. 広報出版

(1) 情報誌「Sport Japan」

奇数月の 10 日(年 6 回)に発行し、都道府県・市区町村・単位スポーツ少年団に 2 部ずつお届けしています。

(2) ガイドブック「スポーツ少年団とは」

スポーツ少年団を紹介するガイドブックおよび育成母集団研修会用教材として発行しており、各都道府県スポーツ少年団を通し、無償で配布しています。また、JSPO ホームページ上でも公開(PDF)しています。

(3) スポーツ少年団 PR リーフレット「スポーツは一生のトモダチ」

JSPO ホームページ上で公開(PDF)しています。

(4) スポーツ少年団年鑑「スポーツ少年団育成報告書」

各都道府県スポーツ少年団および一部関係団体へ配布しており、JSPO ホームページ上で公開(PDF)しています。

(5) リーダー育成マニュアル

ジュニア・リーダーおよびシニア・リーダー育成の手引書として作成しており、JSPO ホームページ上で公開(PDF)しています。

(6) 広報活動ガイド

単位スポーツ少年団による自主的な広報活動をサポートするためのガイドブックです。

JSPO ホームページ上で公開(PDF)しています。

(7) 「アクティブ チャイルド プログラム(JSPO-ACP)」ガイドブック

JSPO-ACP 都道府県普及促進研修をはじめとした JSPO-ACP 関連事業で使用します。
(有料販売)

なお、購入方法については標記研修会運営マニュアルをご覧ください。

(8) スポーツ少年団事業概要動画

スポーツ少年団の活動や各種事業について紹介する動画を作成し、JSPO 公式 YouTube で公開しています。

【公開中】組織概要編、リーダー養成編、指導者養成編

【令和 7 年 4 月公開予定】国際交流編

このほか、都道府県・市区町村スポーツ少年団活動の活発化をはかるため、助成金、委託金の交付を実施するとともに、団活動の活発化を図るための調査・研究、関係諸団体との連絡調整を行っています。また、各種需品の作成や標章(マーク等)の管理にも努めています。

<JSPO ホームページについて>

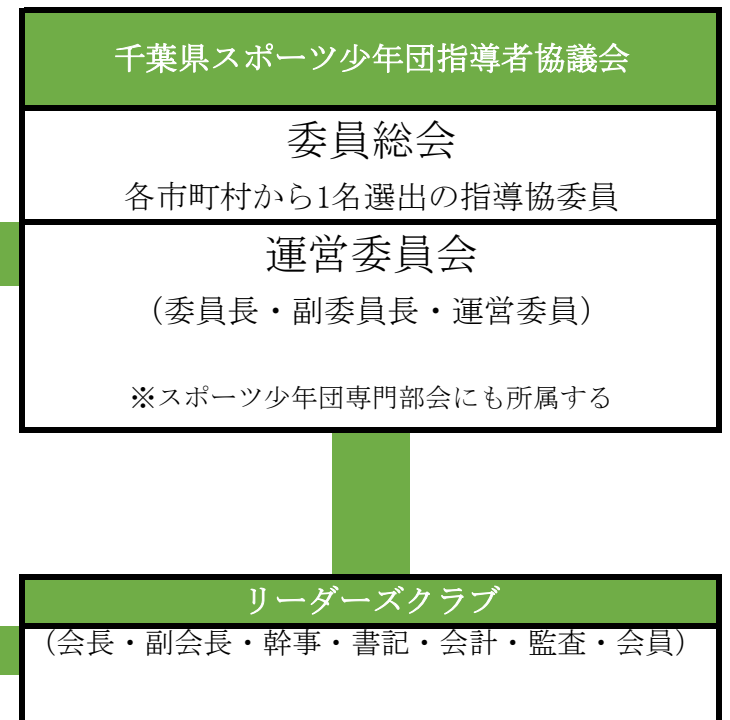
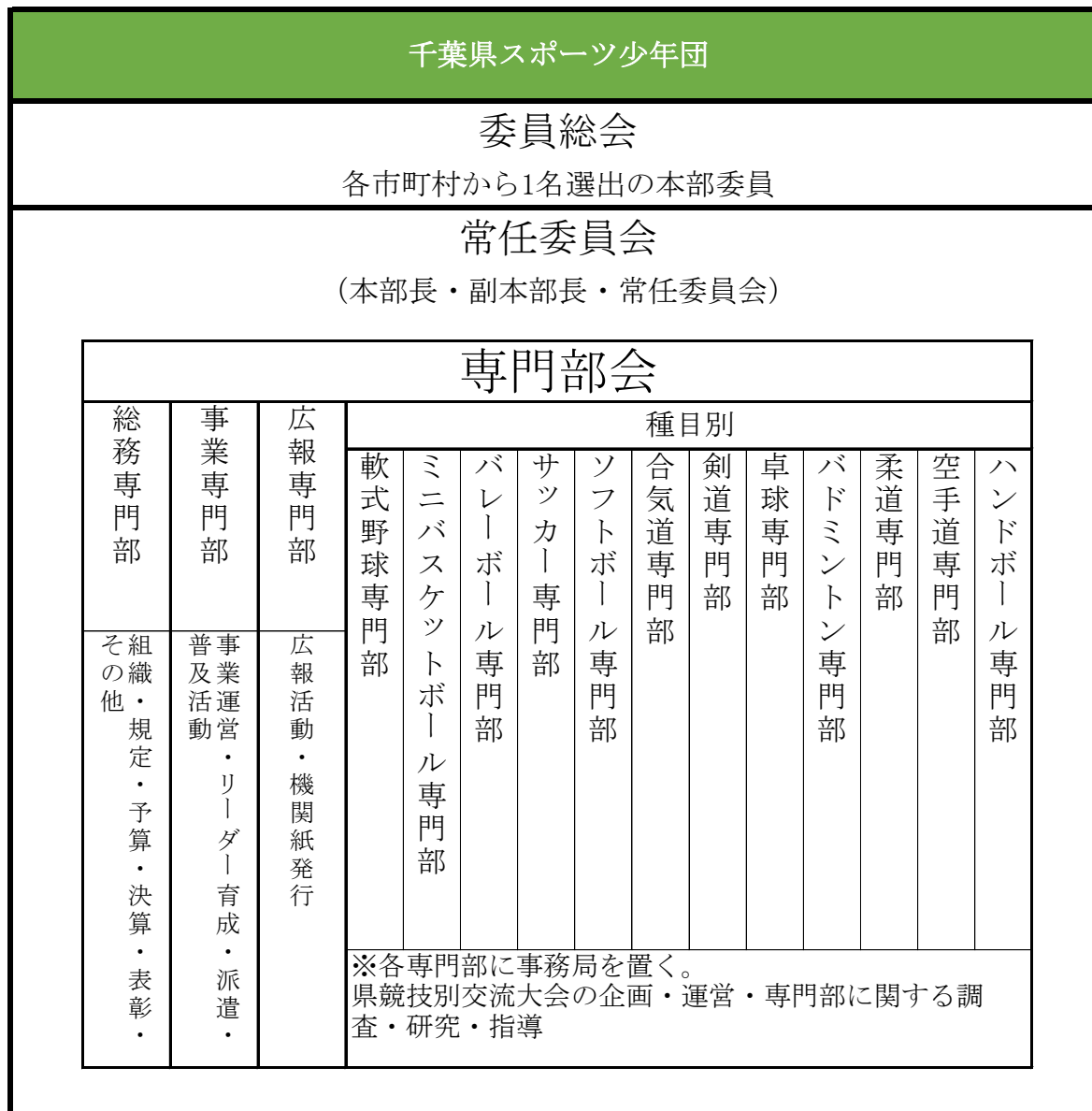


日本スポーツ少年団の主催事業、指導者・リーダーの養成などに関する詳細は、
下記 URL からご覧いただけます。併せてご活用いただければ幸いです。

URL:<https://www.japan-sports.or.jp/club/tabid66.html>



千葉県スポーツ少年団 組織図



令和6・7年度千葉県スポーツ少年団本部役員・指導者協議会委員

令和7年5月6日時点

地区	市町村名	本部	指導者協議会
千葉	千葉市	佐倉 和明	小川 光男
	市原市	石川 雅秀	石川 雅秀
船橋	船橋市	中野 誠	北村 寿
	市川市	宗像 洋文	宗像 洋文
	習志野市	高橋 保雄	秋穂 欣也
	八千代市	上田 和也	会田 智美
	浦安市	大滝 秀一	小林 隆司
東葛	松戸市	猪狩 浩	山本 由起子
	柏市	福原 卓夫	村松 喜美代
	野田市	岡田 正行	田口 陽一
	流山市	菅家 亮	菅家 亮
	我孫子市	近藤 吉光	近藤 吉光
	鎌ヶ谷市	深田 隆雄	有山 高臣
印旛	佐倉市	木原 義春	大平 仁
	成田市	加藤 義昭	加藤 義昭
	四街道市	若林 修	若林 修
	酒々井町	藤崎 満	松本 文男
	八街市	前田 稔	山口 孝弘
	富里市	篠原 清勝	篠原 清勝
	栄町	弘海 達也	茨城 栄一
	印西市	荻原 健一	田嶋 正一郎
	白井市	井手尾 雄二	井手尾 雄二
香取	香取市	長谷川 謹二	間山 裕昭
	神崎町	高橋 弘哲	高橋 弘哲
	東庄町	石毛 政雄	多田 健一
	多古町	平山 邦雄	渡貫 芳浩

地区	市町村名	本部	指導者協議会
海匝	銚子市	笹本 恭央	田村 利克
	旭市	渡辺 弘巳	越川 哲哉
	匝瑳市	塚本 隆夫	溝田 哲寛
山武	東金市	中村 吉男	中村 吉男
	大網白里市	鈴木 正典	鵜澤 英輝
	九十九里町	穠場 大弥	松井 三夫
	山武市	今関 和男	今関 和男
	横芝光町	鈴木 照充	宮菌 博香
	芝山町	宮澤 知香	藤川 リカ
長生	茂原市	古作 俊夫	船見 健治
	一宮町	渡邊 浩二	田中 佑樹
	白子町	渡邊 昭	渡邊 昭
	長柄町		
	長南町	内山 翔一朗	内山 翔一朗
	睦沢町	海老根 正明	田嶋 真司
	長生村	矢部 高成	秋葉 幸彦
夷隅	勝浦市	板橋 政臣	板橋 政臣
	大多喜町	杉村 泰彦	高田 秀夫
	いすみ市	鈴木 浩司	鈴木 浩司
	御宿町	塩入 健次	塩入 健次
安房	館山市	松坂 誠一	押本 一美
	鴨川市	佐々木 信次	木村 英一
	鋸南町	池田 勝	池田 勝
君津	南房総市	川名 博之	川名 博之
	木更津市	重田 紀元	重田 紀元
	君津市	本村 雅寛	池田 健司
	富津市	吉本 充	石井 利夫
	袖ヶ浦市	渡辺 治	渡辺 治

令和6・7年度千葉県スポーツ少年団常任委員

役職	氏名	選出区分	担当専門部
本部長	北林 栄峰	スポーツ協会理事	
副本部長	大目 智志	スポーツ協会理事(県小中体連会長)	総務
〃	茨城 栄一	指導協委員長	広報
〃	吉本 充	学識経験	事業
常任委員	小野島 純一	スポーツ協会理事	総務
〃	村上 純平	スポーツ協会理事	総務
〃	角田 利和	スポーツ協会理事	総務
〃	石川 雅秀	千葉地区(市原市)	総務
〃	中野 誠	船橋地区(船橋市)	事業
〃	近藤 吉光	東葛地区(我孫子市)	総務
〃	前田 稔	印旛地区(八街市)	事業
〃	長谷川 謹二	香取地区(香取市)	事業
〃	笹本 恭央	海匝地区(銚子市)	事業
〃	中村 吉男	山武地区(東金市)	広報
〃	古作 俊夫	長生地区(茂原市)	総務

役職	氏名	選出区分	担当専門部
常任委員	板橋 政臣	夷隅地区(勝浦市)	総務
〃	松坂 誠一	安房地区(館山市)	事業
〃	重田 紀元	君津地区(木更津市)	事業
〃	前浪 祐吾	指導協副委員長	総務
〃	北村 寿	指導協副委員長	事業
〃	篠原 清勝	指導協副委員長	事業
〃	青野 光禎	種目別専門部(卓球)	総務
〃	池内 実	種目別専門部(剣道)	総務
〃	山本 義一	学識経験	総務
〃	有山 高臣	学識経験	事業
〃	五月女 重夫	学識経験	事業
〃	馬場 宏輝	学識経験	総務
〃	麻野 貴宏	学識経験(高体連)	総務
〃	釜谷 健太郎	学識経験(保健体育課)	事業
〃	田村 美有	リーダーズクラブ会長	事業

令和6・7年度千葉県スポーツ少年団指導者協議会運営委員

役職名	氏名	選出区分	担当専門部
委員長	茨城 栄一		広報
副委員長	前浪 祐吾		事業
〃	北村 寿		事業
〃	篠原 清勝		総務
運営委員	石川 雅秀	千葉地区(市原市)	総務
〃	宗像 洋文	船橋地区(市川市)	総務
〃	近藤 吉光	東葛地区(我孫子市)	事業
〃	山口 孝弘	印旛地区(八街市)	事業
〃	間山 裕昭	香取地区(香取市)	事業
〃	越川 哲哉	海匝地区(旭市)	事業
〃	中村 吉男	山武地区(東金市)	総務
〃	船見 健治	長生地区(茂原市)	事業

役職名	氏名	選出区分	担当専門部
運営委員	鈴木 浩司	夷隅地区(いすみ市)	事業
〃	押本 一美	安房地区(館山市)	事業
〃	石井 利夫	君津地区(富津市)	事業
〃	有山 高臣	学識経験	事業
〃	重田 紀元	学識経験	総務
〃	五月女 重夫	学識経験	事業
〃	中村 好男	学識経験	事業
〃	池田 健司	学識経験	事業
〃	五月女 俊仁	学識経験	事業
〃	池田 夏子	学識経験	事業
〃	田村 美有	リーダーズクラブ会長	事業

千葉県スポーツ少年団規程

第1章 総 則

- 第1条 この規程は、公益財団法人千葉県スポーツ協会（以下「本協会」という。）定款第38条の規程に基づき設置された千葉県スポーツ少年団（以下「本団」という。）に関することを定める。
- 第2条 本団は、市町村体育協会等が設ける市町村スポーツ少年団をもって組織する。

第2章 目 的

- 第3条 本団は、スポーツ少年団の普及と育成指導に努め、その活動の活発化を図り、青少年にスポーツを振興し、心身の健全な育成に資することを目的とする。

第3章 事 業

- 第4条 本団は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。
- (1) スポーツ少年団の登録に関すること。
 - (2) スポーツ少年団指導者及びリーダーの養成に関すること。
 - (3) スポーツ少年団の育成と指導援助に関すること。
 - (4) スポーツ少年団育成団体の組織化と育成に関すること。
 - (5) スポーツ少年団体力テストの実施に関すること。
 - (6) スポーツ少年団の全県的行事に関すること。
 - (7) 日本スポーツ少年団が主催する諸行事及び全国的スポーツ諸行事への参加協力に関すること。
 - (8) 関係団体との連絡調整に関すること。
 - (9) スポーツ少年団の顕彰に関すること。
 - (10) その他前条の目的達成に必要な事業に関すること。
- 第5条 本団は、前条の事業及び予算・決算に関しては、本協会理事会の決議に基づき実施する。

第4章 登 録

- 第6条 本団への加入は、市町村スポーツ少年団を経由して行い、日本スポーツ少年団に登録することによって行われる。
2. 前項の登録は、毎年度更新するものとする。
 3. その他、登録に関しては、日本スポーツ少年団が定めるスポーツ少年団登録規程によるものとする。

第5章 役 員

- 第7条 本団に、次の役員を置く。
- (1) 本部長 1 名
 - (2) 副本部長 若干名
 - (3) 常任委員 若干名
 - (4) 委員 若干名
- 第8条 委員は、市町村スポーツ少年団が、その本部長、副本

部長、役員の中から1名を選出する。

2. 委員が他の役員に就任したとき、その後任は、その者の属する市町村スポーツ少年団から前項に従って選出する。
- 第9条 本部長及び副本部長は、委員総会で推挙し、本協会理事会の承認を得て本協会理事長が委嘱する。
2. 前項のほか本協会理事長は、本協会スポーツ少年団担当理事のうち1名を副本部長に委嘱する。
 3. 本部長は本団を代表し、団務を統轄する。
 4. 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、本部長があらかじめ指名した順によりその職務を代行する。
 5. 本部長、副本部長は就任と同時に常任委員となる。
- 第10条 常任委員は、委員総会で次の各号により承認された者を本部長が委嘱する。
- (1) 本協会スポーツ少年団担当理事
 - (2) 委員の中から別表1に定める地区ごとに1名、互選による者 地区代表者
 - (3) 本部長が指名する、本団指導者協議会役員及び学識経験者 若干名
 2. 地区代表常任委員は各地区を統括し本団事務局と連携し、各種事業の地区内での調整に努める。
- 第11条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する委員総会終結の時までとする。ただし再任を妨げない。
2. 役員に欠損を生じた場合は、それぞれの選出方法により欠員を補充する。ただし、補充役員の任期は前任者の残任期間とする。
 3. 役員は任期が満了しても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。
- 第12条 本団に顧問を置くことができる。
2. 顧問は、常任委員会で推挙した者を委員総会の決議を経て、本部長が委嘱する。
 3. 顧問は本部長の諮問に応ずる。

第6章 会 議

- 第13条 常任委員は、常任委員会を構成し、本団の団務を審議執行する。
2. 常任委員会は、必要に応じて本部長が招集し議長となる。
 3. 常任委員の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求があったときは、本部長は遅滞なく常任委員会を招集しなければならない。
- 第14条 常任委員会は、常任委員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。
2. 常任委員会の議事は、出席常任委員の過半数で決定

し、可否同数のときは議長が決定する。

3. 常任委員が常任委員会に出席できないときは、他の常任委員に議決権を委任することができる。この場合、委任した常任委員は出席したものとみなす。

第15条 委員は委員総会を構成し、本団の事業計画、予算、事業報告、決算、その他団務に関する重要事項で本部長が付議した事項を審議決定する。

2. 委員総会は毎年1回以上開催し、本部長が招集し議長となる。
3. 委員の3分の1以上から、会議の目的事項を示して請求があったときは、本部長は2週間以内に委員総会を招集しなければならない。

第16条 委員総会は、委員の2分の1以上出席しなければ開会することができない。ただし、同一事項について再度招集したときはこの限りではない。

2. 委員総会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは議長が決定する。
3. 委員が委員総会に出席できないときは、他の委員に議決権を委任することができる。この場合、委任した委員は出席したものとみなす。

第17条 本協会の代表理事、専務理事、各委員長は会議に出席して意見を述べることができる。ただし、議決権を有しない。

第7章 専門部会

第18条 本団に次の専門部会を置く。

- (1) 総務・事業専門部会
- (2) 種目別専門部会
- (3) 広報専門部会
2. 前項の他常任委員会の決議を経て、必要な専門部会を設けることができる。
3. 専門部会の規程は、常任委員会の承認を得て別に定める。

第8章 指導者協議会

第19条 本団に指導者の資質、指導力の向上のため指導者協議会を置く。

2. 指導者協議会の組織、事務等については、常任委員会の承認を得るものとする。

第9章 リーダーズクラブ

第20条 本団に次代の指導者の確保と養成を図るため、リーダーズクラブを置く。

2. リーダーズクラブの組織、事務などについては、常任委員会の承認を得るものとする。

第10章 会計

第21条 本団の会計は、本協会の定款及び経理規程の定めるところによる。

2. 本団の経費は、指導者と団員の登録料及び日本スポーツ協会補助金、その他をもって充てる。

第11章 事務局

第22条 本団の事務は、本協会事務局で行う。

第12章 本規程の変更

第23条 この規程は、常任委員会及び委員総会で出席者の3分の2以上の同意を得たのち、本協会理事会の承認を得て変更することができる。

(附 則)

- 1 この規程は、公益法人千葉県体育協会の設立の登記の日(平成24年4月1日)から施行する。
- 2 平成31年4月1日 一部改訂

別表1 (地区区分表:11地区)

千葉	千葉・市原
船橋	船橋・市川・習志野・八千代・浦安
東葛	松戸・柏・野田・流山・我孫子・鎌ヶ谷
印旛	佐倉・成田・四街道・酒々井・八街・富里・栄・印西・白井
香取	香取・神崎・東庄・多古
海匝	銚子・旭・匝瑳
山武	東金・大網白里・九十九里・山武・芝山・横芝光
長生	茂原・一宮・白子・長柄・長南・睦沢・長生
夷隅	勝浦・大多喜・いすみ・御宿
安房	館山・鴨川・鋸南・南房総
君津	木更津・君津・富津・袖ヶ浦



「スポーツ少年団改革プラン2022」が意図するスポーツ少年団の方向性

スポーツ少年団は、勝利至上主義を否定し、スポーツの本質である
自発的な運動(遊び)から得られる「楽しさ」を享受できる機会をジュニア・ユース世代に提供する

<https://www.japan-sports.or.jp/club/news/tabid886.html?itemid=4562>



日本スポーツ少年団第11育成5か年計画（アクションプラン2023－2027）

以下、3つの柱(A～C)の各項目〔(1)～〕について、具体的な取組を記載している(次ページ以降参照)

A:信頼される人材の育成〔P2～P5〕

1.地域人材の発掘・若手の登用

- (1)スポーツ少年団・競技団体・中体連等の連絡調整ができる人材(キーパーソンやインフルエンサー)を各地域で発掘し、日本(都道府県・市区町村)スポーツ少年団の役員等に選任
- (2)保育士や幼児スポーツ専門家のスポーツ少年団活動への参画を促進
- (3)日本(都道府県)スポーツ少年団に若手(20・30代)等多様性に配慮した役員枠の設定を推進

2.信頼されるジュニア・ユーススポーツ指導者の養成

- (1)更新研修が必須となる「JSPO公認スポーツ指導者」資格の取得を促進

3.ジュニア・ユーススポーツマネジメント人材の育成

- (1)スポーツ少年団指導者・役員・スタッフに対し、ガバナンスコードに準拠した団運営や法令順守に関する内容を重点にした研修を継続実施

B:安全かつ最新の情報・知見に基づく活動の推進〔P6～P11〕

1.広報・情報提供活動の充実・強化

- (1)「スポーツ少年団の多様な活動事例」及び「SNS・マスコミ等を活用した情報発信事例」を収集し紹介
- (2)地域におけるスポーツ少年団同士の統合やスポーツ少年団活動の連携事例を収集し紹介
- (3)今後の「JSPOスポーツ情報システム」構築を見据えた少年団登録システムの運用

2.多様なジュニア・ユーススポーツ活動プログラム等の開発・紹介

- (1)JSPO-ACPの更なる普及
- (2)団員・保護者・学校等の多様なニーズを把握し、スポーツ少年団理念に応じた活動プログラム(パラスポーツ、ゆるスポーツ、バーチャルスポーツ、アーバンスポーツ等)を開発し紹介
- (3)スポーツに限らない活動プログラム(社会課題解決プログラム等)の情報を収集し紹介
- (4)女子団員の拡充に向けた活動プログラムを開発し紹介
- (5)スポーツ安全保険との連携促進

3.聖域なき事業の見直し

- (1)事業成果を評価し、活動現場の意見を踏まえ事業のスクラップ&ビルドを実施
- (2)「JAPAN GAMES」ブランドの実現に向けた「全国スポーツ少年大会」の充実・発展
- (3)「発育期のスポーツ活動ガイド※」を踏まえ、全国競技別交流大会の中止(NFとの役割分担の見直しを含む)を含め、競技別大会(ブロック大会や都道府県大会等を含む)の在り方を検討

C:「ジュニア・ユーススポーツ」における国内組織の協調・連携〔P10～P15〕

1.スポーツ少年団をジュニア・ユーススポーツの中核組織(統括組織)へ拡充

- (1)スポーツ少年団登録制度を総合型クラブ登録・認証制度と連携・統合
- (2)スポーツ少年団の活動事例、登録データ、ヒアリングデータ等を根拠にジュニア・ユーススポーツに関する政策提言を実施
- (3)NFのジュニア・ユース部門等との連絡会議等を実施
- (4)スポーツ少年団を基盤に、ジュニア・ユーススポーツを統括する組織を設置・運営
(NFや民間クラブ等のジュニア・ユース部門との連携を組織化、役割を整理・分担)
- (5)日本・都道府県・市区町村・単位スポーツ少年団で、ガバナンスコードに基づく運営を実施
(育成母集団の在り方・名称変更等の検討を含む)※一方で、登録要件を緩和し単位スポーツ少年団の新規創設を促進スポーツ安全保険との連携促進
- (6)中学校運動部活動との連携

2.「スポーツ少年団の理念」を「ジュニア・ユーススポーツの理念」に進化

- (1)理念・各綱領を進化させた「ジュニア・ユーススポーツ憲章」を策定しスポーツ少年団活動の認知と理解を推進
- (2)スポーツ少年団の名称の変更を検討

令和7年度 スポーツ少年団登録事務について

作成日：令和7年2月末

＜新システムアカウント発行スケジュール＞

3月10日（月）：都道府県スポーツ少年団に

3月17日（月）：市区町村スポーツ少年団に

3月31日（月）：単位スポーツ少年団にアカウント発行メール送付

※登録システムより送信

＜登録料について＞

- | | |
|-------------|----------------------------|
| ① 団員 | 500円（日ス少 300円・県ス少 200円） |
| ② 指導者 | 1, 200円（日ス少 700円・県ス少 500円） |
| ③ 役員およびスタッフ | 1, 200円（日ス少 700円・県ス少 500円） |

★複数の単位団に登録の場合は、単位団毎に登録料が必要。

★単位団段階で登録済みの指導者・役員およびスタッフから選出された市町村役員は、市町村段階での登録料は必要なし。

＜登録料の納入について＞

納入方法および納入先については、今後の通知をご確認ください。

＜市町村スポーツ少年団における登録作業＞

- ・ 令和7年度のパスワード設定を含む初期設定（個人情報の取り扱いについての確認等）を行う。

※初期設定は全市町村必須の作業です

- ・ 市町村スポーツ少年団所在地、役員、事務担当者、市町村における登録料等の情報の更新作業
- ・ 単位団への登録作業依頼（メール・郵送等）
- ・ 新規単位団、登録内容の修正・追加、単位団の登録条件を満たさない単位団への対応
- ・ 単位団からの登録料取りまとめ→県ス少へ納入

※手続きの詳細については、登録システム上で更新される最新のマニュアルをご参照ください。

＜単位スポーツ少年団における登録作業＞

- ・ 令和7年度のパスワード設定を含む初期設定（個人情報の取り扱いについての確認等）を行う。

※初期設定は全市町村必須の作業です

- ・ 単位団情報、新規団員、継続団員、新規指導者、更新指導者、役員およびスタッフ登録作業
- ・ 登録する情報の確定及び所属市町村スポーツ少年団への申請
- ・ 所属市町村スポーツ少年団への登録料の納入

※手続きの詳細については、登録システム上で更新される最新のマニュアルをご参照ください。

新規登録単位団について

千葉県スポーツ少年団種目別専門部からのお願い

各種目別専門部（１２種目）より各单位団へ関連事業の連絡を直接する場合がございます。県本部の登録締切より以前に種目別交流大会が予定されておりますので、新規登録単位団が下記種目に該当する場合は、市町村スポーツ少年団事務局で受付した段階で、市町村スポーツ少年団事務局又は単位団代表指導者から、直接各種目別の担当者へ連絡のご協力をお願いいたします。

連絡先は、『スポーツ少年ちば』（令和７年版）にも掲載しています。

市町村スポーツ少年団事務局から連絡する場合は、個人情報の関係もありますので、新規登録単位団代表指導者に上記理由をお伝えいただき、承諾を得てからご連絡していただきますようお願いいたします。

該当種目（１２種目）

軟式野球
ミニバスケットボール
バレーボール
サッカー
ソフトボール
合気道
剣道
卓球
バドミントン
柔道
空手道
ハンドボール

スポーツ少年団登録の概要

★理念・規程等

JSPOホームページ(トップページ>スポーツ少年団>理念・規程集)参照

[理念・規程集 - スポーツ少年団 - JSPO](#)

★登録について

JSPOホームページ(トップページ>スポーツ少年団>登録について)参照

[登録について - スポーツ少年団 - JSPO](#)

★スポーツ少年団登録システム

[スポーツ少年団登録システム](#)

★各種マニュアル等

ログインボタンの下に、各担当者向けの操作マニュアルおよび関係する指導者資格の手続きマニュアルを掲載しています。



スポーツ少年団登録システム

ログインID

パスワード

☐ パスワードを表示する

一定回数失敗した場合はログインできなくなります

ログイン

[パスワードを忘れた方はこちら](#)

[スポーツ少年団登録システムに関する操作手順動画 \(YouTube\)](#)

[よくある質問 \(単位団向け\)](#)

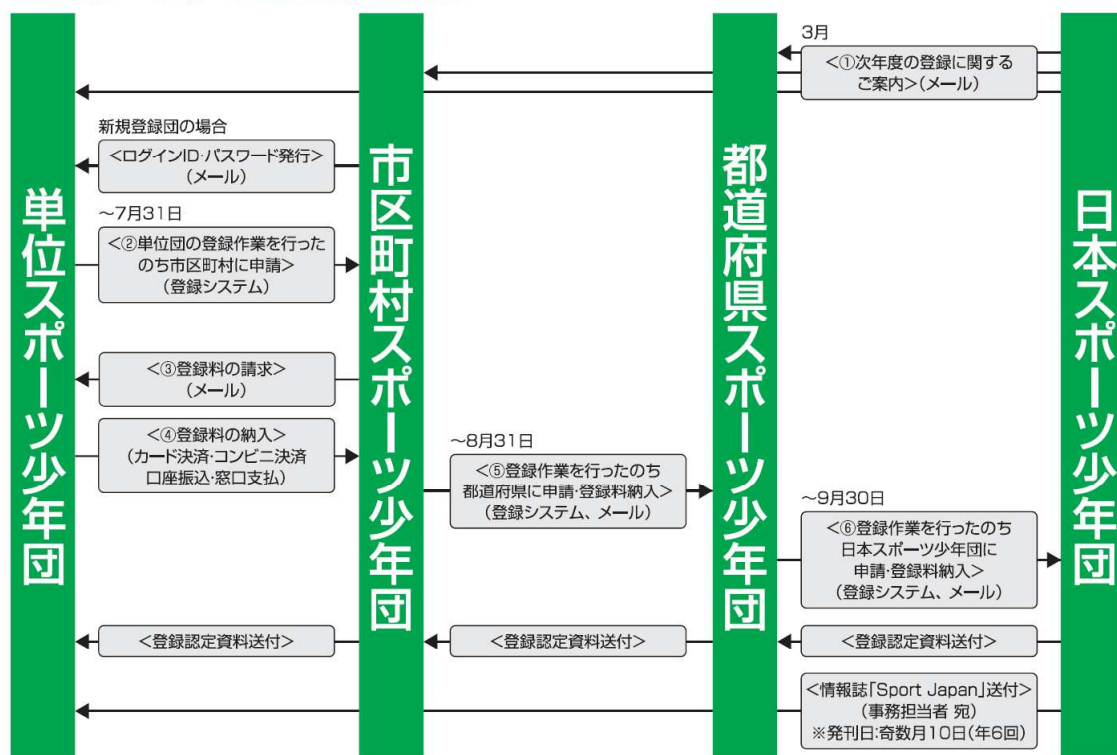
[前年度JSPO資格養成講習会受講修了者のスポーツ少年団登録 \(指導者登録\) マニュアル](#)

[JSPO公認スポーツコーチングリーダーへの資格移行手続きマニュアル](#)

マニュアル

2025-04-01	都道府県職員向け
2025-04-01	市区町村職員向け
2025-03-31	単位スポーツ少年団向け

スポーツ少年団登録の流れ



単位スポーツ少年団 → 市区町村スポーツ少年団への申請：4月1日～7月31日

市区町村スポーツ少年団 → 都道府県スポーツ少年団への申請：～8月31日

都道府県スポーツ少年団 → 日本スポーツ少年団への申請：～9月30日

※9月30日までの期間内あれば、各都道府県の実情に応じて登録期間の変更が可能です。

【登録認定物品】



※登録認定物品の追加送付が必要な場合は、都道府県もしくは市区町村スポーツ少年団から日本本部へご連絡ください。



日本スポーツ少年団への申請・登録料の入金確認を経て、年度の登録数が確定となります。登録数による組織整備強化費の交付は、47都道府県すべての確定が完了してからとなりますので、市区町村での登録状況等について随時ご確認をお願いします。

スポーツ少年団登録における登録要件

<単位団登録に必要な最低構成人数>

- ・原則として団員10名以上、指導者(18歳以上)2名以上
- ・指導者のうち少なくとも2名以上が「スポーツ少年団の理念」を学んでいること
- ※新規登録単位団のみ「スポーツ少年団の理念を学んだ者」は必置としない

		指導者		団員
		理念○	理念×	
		18歳以上	18歳以上	
パターン	A	2名		10名
	B※	1名	1名	10名
	C※	0名	2名	10名

※パターンBおよびCは、**新規登録単位団のみ**適用可能

<理念を学んだ者となる条件>

- ・ JSPO公認スタートコーチ(ジュニア・ユース)資格保有者 ※前年度養成講習会受講修了者を含む
- ・ 令和元(2019)年度にスポーツ少年団認定育成員・認定員の資格を保有していた者
- ・ 令和元(2019)年度以前にシニア・リーダーとして資格認定され令和 5(2023)年度まで引き続き登録を行っていた者
- ・ 令和 2(2020)年度以降にシニア・リーダーとして資格認定され資格が有効である者

<指導者登録に必要な資格>

- ・ JSPO公認スポーツ指導者資格(スポーツリーダー資格を除く) ※前年度養成講習会受講修了者を含む
- ・ 日本サッカー協会(JFA)公認C 級コーチライセンス以上の資格
- ・ 日本バスケットボール協会(JBA)公認C 級コーチライセンス以上の資格

<その他単位団登録にあたり必置の役割>

☐指導者、役員およびスタッフの中から代表者1名の登録が必要

(複数団の代表者を兼ねることはできません。代表者と事務担当者を兼ねることは可能です。)

☐指導者、役員およびスタッフの中から事務担当者1名の登録が必要

(※JSPO発刊の「Sport Japan」を2ヶ月に一度、奇数月に発送いたします。)

指導者区分で登録可能な各種資格について

指導者資格の保有状況確認のため、システムに指導者番号を入力する必要があります。
事前に保有されている指導者資格の登録番号を予めご確認ください。

● JSPO公認スポーツ指導者資格を保有している者

確認方法 お持ちのカード型登録証の裏面記載の【表面】
または指導者マイページトップ画面に
表示の半角数字7桁 ※をご確認ください



【裏面】



※5月14日より、指導者登録番号は「MyJSPO No.」として
数字7桁から9桁になります。
(7桁の前に“00”が追加されるだけ)

● 前年度のJSPO公認スポーツ指導者資格[スタートコーチ（ジュニア・ユース）等] 養成講習会を受講し、修了した者

確認方法 指導者マイページにログインの上、
トップページの「講習会申込履歴」に
記載の受講番号をご確認ください



● 日本サッカー協会（JFA）公認指導者資格（C級以上）を保有している

確認方法 公益財団日本サッカー協会の運営する「KICKOFF」またはお持ちの指導者ライセンス証を
ご確認ください

● 日本バスケットボール協会（JBA）公認指導者資格（C級以上）を保有している者

確認方法 公益財団法人日本バスケットボール協会の運営する「TeamJBA（会員登録管理システム）」またはお持ちの登録証（カード）をご確認ください

⇒JFA・JBA資格保有者情報については、各協会から提供された情報をJSPOにて少年団登録システムにアップロードしています。

情報が反映されるタイミングによっては、登録作業のなかで資格検証が通らない場合がありますが、時間をおいて再度検証していただくようご案内ください。

JFA資格・・・毎月1日更新
JBA資格・・・毎週月曜更新

令和7年度 スポーツ少年団登録システムの 主な変更点について

令和7年4月25日

都道府県スポーツ少年団
事務担当者会議

単位団基本情報の項目追加

<単位団マニュアル P.8 参照>

1.はじめに

・1-5. 基本情報の登録について

アカウントの発行、パスワードの登録が完了後、【単位団の基本情報】の登録が必要となります。
ログイン後、「基本情報」・「活動情報」の登録を行ってください。

・【基本情報】の登録

単位団基本情報
メンバー登録する
登録履歴
よくある質問
マニュアル

結成年月日（西暦） **必須**
2022-01-05

保険加入状況 **必須**
スポーツ安全保険（推奨）

どんなに安全性に配慮してスポーツ活動を行っていたとしても活動中の事故が起きてしまう
※日本スポーツ少年団では「傷害保険」と「賠償責任保険」がセットになっているスポーツ安全
スポーツ安全保険はこちら

スポーツ団体ガバナンスコード（一般団体向け）の遵守状況の公表 **必須**
団のHPなどで公表している

スポーツ団体ガバナンスコードは、スポーツ団体が遵守すべき原則・規範として2019年度に
日本スポーツ少年団では、2027年度末までに、全国の単位スポーツ少年団における自己
ガバナンスコードの自己説明・公表等の詳細はこちら

「NO! スポハラ」活動への賛同 **必須**
賛同する

スポーツにおける暴力、暴言、ハラスメント等の不適切行為の根絶を目的として、日本スポ
スポーツ・ハラスメントを根絶するためには、子どもや大人に関わらず、誰も「NO! スポ
「NO! スポハラ」活動特設サイト
アスリートメッセージや特別対談、専門家によるスポハラとは、の解説動画等を公開中！

連絡先メールアドレス
XXXXXX@japan-sports.or.jp

保存する

【基本情報の登録】★入力必須項目

★結成年月日（西暦）

結成した年月日を入力してください。

★保険加入

保険加入の有無（種類）を選択してください。

★スポーツ団体ガバナンスコードの遵守状況の公表

ガバナンスコードの遵守状況の公表について選択してください。

★『NO! スポハラ』活動への賛同

『NO! スポハラ』活動への賛同有無を選択してください。

★団情報の公開（公式HPほか広報媒体への掲載）に同意

団情報の公開の同意について選択してください。

★運動適性テストⅡの実施状況

運動適性テストⅡの実施状況について選択してください

●連絡先メールアドレス（最大4件まで登録可能）

市区町村スポーツ少年団、都道府県スポーツ少年団および
日本スポーツ少年団からお知らせメールが送信されます。

必要に応じてメールアドレスを登録してください。

入力後、
をクリックしてください。
以上で基本情報の登録が完了です。

※「保険加入状況」「スポーツ団体ガバナンスコードの遵守状況の公表」「『NO! スポハラ』活動への賛同」「団情報の公開（公式HPほか広報媒体への掲載）に同意」「運動適性テストⅡの実施状況」については、更新年度にも必ず選択回答してください。

「保険加入状況」「スポーツ団体ガバナンスコードの遵守状況の公表」「『NO! スポハラ』活動への賛同」に加えて、下記2点を追加した。

①団情報の公開（公式HPほか広報媒体への掲載）に同意

※都道府県から日本本部への申請後、都道府県名・団の名称のみの
公開を予定し、代表者氏名や連絡先などの個人情報とは公開しない。

②運動適性テストⅡの実施状況

JSPO公認スポーツ指導者資格番号変更に伴う入力操作

<MyJSPO No.への切り替えに関するお知らせ 参照>

【JSPO公認スポーツ指導者の登録証・認定証および指導者マイページにおける表記】

- 令和7年4月登録・更新手続き対象のJSPO公認スポーツ指導者の方へ送付される登録証・認定証から順次「MyJSPO No.」表記に切り替わります。
- 新しい「MyJSPO No.」は数字9桁となりますが、従来の「登録番号(7桁)」の先頭に“00”が加わるのみの変更となります。

見本

公益財団法人 日本スポーツ協会 公認スポーツ指導者登録証

氏 名: _____

有効期限: _____

保有資格: _____

登録番号: 1234XYZ

公益財団法人 日本スポーツ協会 JAPAN SPORT ASSOCIATION (JSPO) スポーツと、望む未来へ。

公認スポーツ指導者登録係 Tel 03-5859-0371 (※010:00~17:00) MyJSPO address: <https://account.jaspo-sports.jp/>

※このカードは個人に譲渡・貸与・複製・転載を禁じます。また、本カードの複製・転載は法的に禁じられています。

従来の「登録番号」:1234XYZ(7桁)

公益財団法人 日本スポーツ協会 公認スポーツ指導者登録証

氏 名: _____

有効期限: _____

保有資格: _____

MyJSPO No. 001234XYZ

日本スポーツ協会 JAPAN SPORT ASSOCIATION (JSPO) スポーツと、望む未来へ。

公認スポーツ指導者登録係 Tel 03-5859-0371 (※010:00~17:00) MyJSPO <https://account.jaspo-sports.jp/>

※このカードは個人に譲渡・貸与・複製・転載を禁じます。また、本カードの複製・転載は法的に禁じられています。

「MyJSPO No.」:001234XYZ(9桁)

【JSPO公認スポーツ指導者資格を用いて令和7年度スポーツ少年団登録をする場合】

(1)5月12日(月)まで

資格確認画面においては、従来通りの7桁の登録番号を入力してください。

見本

<5月12日まで>

- 数字7桁の「登録番号」※2024年度までと同様

<5月14日以降>

- 数字9桁の「MyJSPO No.」※7桁の「登録番号」の先頭に“00”を付けた番号

詳細はこちらからご確認ください:
https://jasaoffice.sharepoint.com/:b:/s/jjsa_share_files/Ef7Sp8nEqh1OkvXinyidPnkBw_qBLMPit8IqbUFI2w-eSg?e=bBLjji

JSPO公認スポーツ指導者資格を持っていますか?

☒ はい ☐ いいえ

1234XYZ を入力してください

※登録番号 = 9桁のMyJSPO No.の先頭から“00”を除いた7桁となります。

(2)5月14日(水)以降

資格確認画面においては、9桁のMyJSPO No.を入力してください。

見本

<5月12日まで>

- 数字7桁の「登録番号」※2024年度までと同様

<5月14日以降>

- 数字9桁の「MyJSPO No.」※7桁の「登録番号」の先頭に“00”を付けた番号

詳細はこちらからご確認ください:
https://jasaoffice.sharepoint.com/:b:/s/jjsa_share_files/Ef7Sp8nEqh1OkvXinyidPnkBw_qBLMPit8IqbUFI2w-eSg?e=bBLjji

JSPO公認スポーツ指導者資格を持っていますか?

☒ はい ☐ いいえ

001234XYZ を入力してください

- ◆5月13日10時から、14日10時まではシステム切り替え作業のため、指導者管理システム・指導者マイページ・少年団登録システムの全システムが利用できません。
- ◆5月12日以前に入力された7桁の登録番号は、切り替え作業完了後に自動的に9桁のMyJSPO No.に表示が切り替わります。

帳票の集計データを学年別に変更

<都道府県マニュアル P.68 参照>

12.帳票ダウンロード

全国

N3 都道府県別 性別団員数(合計、学年別)

N3	都道府県別 性別団員数(合計、学年別) 団数,幼児,小1,小2,小3,小4,小5,小6,中1,中2,中3,高校生以上(男・女)
----	--

都道府県

P3 市区町村別 性別団員数(合計、学年別)

P3	市区町村別 性別団員数(合計、学年別) 団数,幼児,小1,小2,小3,小4,小5,小6,中1,中2,中3,高校生以上(男・女)
----	--

<変更前>

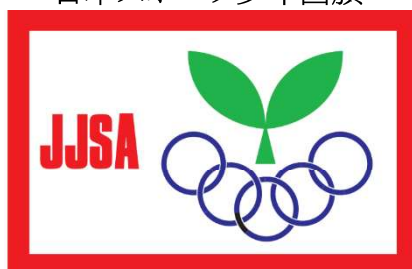
令和6年度:「小1～小3」「小4～小6」、「中学生」

<変更後>

令和7年度:「小1,小2,小3,小4,小5,小6」、「中1,中1,中3」

<日本スポーツ少年団制定団旗>

日本スポーツ少年団旗



行進用 1000^m/m×1500^m/m 掲揚用 1400^m/m×2100^m/m

都道府県スポーツ少年団旗



行進用 1000^m/m×1500^m/m 掲揚用 1400^m/m×2100^m/m

市区町村スポーツ少年団旗



行進用・掲揚用 850^m/m×1250^m/m

単位スポーツ少年団旗



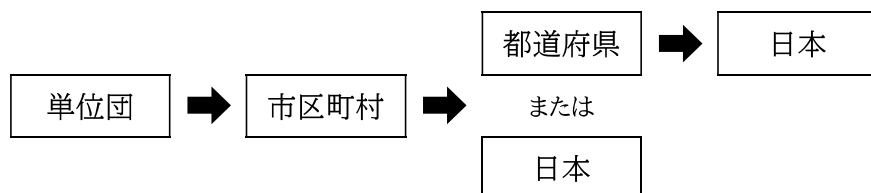
500^m/m×750^m/m

【申請(購入)方法】

(1) 新規購入(1本目の購入は、購入費補助があるため日本スポーツ少年団を通じて販売)

- 単位スポーツ少年団旗

所定の「申込書」にて日本スポーツ少年団へ申請。申請受付後、指定の送付先へ団旗および請求書等を送付。



- 市区町村スポーツ少年団旗

所定の「申込書」にて日本スポーツ少年団へ申請。申請受付後、指定の送付先へ団旗および請求書等を送付。



(2) 再購入(団旗の部品や2本目以降の購入は、指定業者にて正規価格で販売)

「単位スポーツ少年団旗」、「市区町村スポーツ少年団旗」、「都道府県スポーツ少年団旗」の再購入は、所定の「注文書」を使用し、直接、指定業者から購入。

スポーツ少年団登録規程

第1条 この規程は、日本スポーツ少年団設置規程第4章第6条に基づき、スポーツ少年団・団員・指導者・役員およびスタッフの登録に関することについて定める。

第2条 登録は、日本スポーツ少年団設置規程第2章の目的にのっとり、日本スポーツ少年団に加入することを目的として行うものとする。

第3条 登録は、日本スポーツ少年団が別に定める要件を具備したものをもって、市区町村スポーツ少年団から都道府県スポーツ少年団を通じ、日本スポーツ少年団へ、各スポーツ少年団単位で申請する。

2. 前項の登録にあたっては、市区町村スポーツ少年団、都道府県スポーツ少年団および日本スポーツ少年団がそれぞれ別に定める登録料を納めるものとする。

第4条 登録の有効期間は、登録の認定を受けた日から、その年度末日までとし、年度ごとにこれを更新する。更新の方法は前条に定めるところによる。

第5条 日本スポーツ少年団は、第3条の定めにより登録を行ったスポーツ少年団・団員・指導者・役員およびスタッフに対し、次の手続きによる認定を行う。

- (1) 新規登録単位スポーツ少年団については団認定証と認定リボンを交付するとともに情報誌「Sport Japan」を送付する。また、単位スポーツ少年団旗を保持しなければならない。
- (2) 更新登録単位スポーツ少年団については認定リボンを交付するとともに情報誌「Sport Japan」を送付する。
- (3) 団員については団員章を交付する。
- (4) 指導者については指導者章を交付する。
- (5) 役員およびスタッフについては登録証を交付する。

第6条 前条による登録の認定を受けたスポーツ少年団ならびに前条による登録の認定を受けた団員・指導者・役員およびスタッフ（以下「少年団登録者」という。）は、次に掲げる権利を有する。

- (1) 単位スポーツ少年団については市区町村スポーツ少年団、都道府県スポーツ少年団および日本スポーツ少年団が実施する諸活動に参加すること。ただし、当該事業の要項等により制限がある場合は除く。
- (2) 公益財団法人日本スポーツ協会（以下「本会」という。）が所有するスポーツ少年団関係標章を使用すること。ただし、その使用にあたっては、本会が定める「スポーツ少年団関係標章の使用に関する規程」に基づき正しく使用すること。

第7条 少年団登録者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) スポーツ少年団の理念、日本スポーツ少年団団員綱領および日本スポーツ少年団指導者綱領に従って活動すること。
- (2) 本会倫理規程を遵守するとともに、遵守事項に違反する行為（反倫理的行為）を行った疑いがあるときまたは当該行為を行った疑いがある者に関係するとみなされるときは、当該事案に関する調査に誠実に協力すること。
- (3) 本会倫理規程および遵守事項に違反する行為（反倫理的行為）を発見したときは、これを是正するよう努めること。

第8条 少年団登録者が、本会登録者等処分規程第3条に違反する行為を行った疑いがあるときは、同規程に基づき対応を行うものとする。

2. 前項の対応を行った結果、当該少年団登録者の違反行為が明らかとなり、処分を行う必要があると判断された場合、当該少年団登録者を処分するものとする。

第9条 この規程に定めるほか、登録に関して必要な事項は、日本スポーツ少年団常任委員会の議を経て、別に定めることができる。

第10条 本規程の改定は、日本スポーツ少年団常任委員会の承認を得て変更することができる。

附則1 この規程は昭和61年4月1日から施行する。

附則2 この規程は平成元年4月1日から改定施行する。

附則3 この規程は平成22年6月9日から改定施行する。

附則4 この規程は平成27年11月9日から改定施行する。

附則5 この規程は平成30年4月1日から改定施行する。

附則6 この規程は令和元年5月31日に改定し、令和2年4月1日から施行する。

附則7 この規程は令和4年4月19日に改定し、令和5年1月1日から施行する。

スポーツ少年団登録規程施行細則

第1条 この細則は、スポーツ少年団登録規程第3条に関する事項について定める。

第2条 スポーツ少年団登録規程第3条に関しては次の通りとする。

1. 団員は、登録する年の4月1日現在満3歳以上とする。ただし満3歳以上小学生未満の者については、単位スポーツ少年団の活動内容・受入体制や当該者の体力・運動能力等を十分に考慮し、個別に対応するものとする。
2. 指導者は、登録する年の4月1日現在満18歳以上で、公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格（以下「公認指導者資格」という。）保有者（ただし、スポーツリーダー資格のみを保有する者は除く。）とする。なお、公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者の養成講習会を修了した者は、その翌年度の登録については、公認指導者資格の認定前であっても指導者として登録することができる。
3. 単位スポーツ少年団は、原則として別表に定めるとおり、団員10名以上と指導者2名以上で構成されるものとする。
4. 前項における指導者は、少なくともその2名以上をスポーツ少年団の理念を学んだ者（次のいずれかにあてはまる者）としなければならない。
 - （1）令和元（2019）年度にスポーツ少年団認定育成員・認定員の資格を保有していた者
 - （2）スタートコーチ（ジュニア・ユース）資格保有者
 - （3）令和元（2019）年度以前にシニア・リーダーとして資格認定され令和5（2023）年度まで引き続き登録を行っていた者
 - （4）令和2（2020）年度以降にシニア・リーダーとして資格認定され資格が有効である者
5. 前項にかかわらず、新規登録単位スポーツ少年団については、初年度に限りスポーツ少年団の理念を学んだ者を必置とせず、次の（1）または（2）を満たせばよいものとする。
 - （1）スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者が1名の場合
この1名を除いた指導者、役員およびスタッフのうち少なくとも1名が、当該年度内にスタートコーチ（ジュニア・ユース）養成講習会の受講を修了すること。
 - （2）スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者がいない（0名）場合
指導者、役員およびスタッフのうち少なくとも計2名が、当該年度内にスタートコーチ（ジュニア・ユース）養成講習会の受講を修了すること。
6. 指導者または登録する年の4月1日現在満18歳以上の役員およびスタッフのうち1名を代表者とする。なお、2団以上の代表者を兼ねることはできない。
7. 登録に関する手続きは、スポーツ少年団登録システムを用いて行うこととする。
8. 単位スポーツ少年団の登録にあたっては、毎年4月1日から7月31日までの期間中に、所属する市区町村スポーツ少年団に申請するものとする。
9. 市区町村スポーツ少年団は前項に規定する手続きを経た単位スポーツ少年団をとりまとめ、8月31日までの期間中に都道府県スポーツ少年団に、登録申請の届出を行う。また市区町村スポーツ少年団所属の役員およびスタッフの登録も同時に行うものとする。
10. 都道府県スポーツ少年団は、市区町村スポーツ少年団から届出のあった申請をとりまとめ、9月30日までに日本スポーツ少年団に登録申請の届出を行う。また都道府県スポーツ少年団所属の役員およびスタッフの登録も同時に行うものとする。
11. 日本スポーツ少年団への登録料は団員1名300円、指導者、役員およびスタッフ1名700円とする。

第3条 登録者の個人情報、公益財団法人日本スポーツ協会個人情報保護方針に基づき、日本スポーツ少年団、都道府県スポーツ少年団、市区町村スポーツ少年団等にて共同利用する。その他、個人情報取り扱いの詳細については、別途定める。

第4条 この細則は常任委員会の議決によって変更することができる。

- 附則 1 本細則は昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。ただし第 2 条第 3 項については平成 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 2 本細則は平成元年 4 月 1 日から施行する。ただし第 2 条第 3 項については平成 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 3 本細則は平成 4 年 10 月 21 日から改定施行する。
- 附則 4 本細則は平成 7 年 4 月 1 日から改定施行する。
- 附則 5 本細則は平成 11 年 4 月 1 日から改定施行する。
- 附則 6 本細則は平成 17 年 4 月 1 日から改定施行する。
- 附則 7 本細則は平成 24 年 11 月 14 日から改定施行する。
- 附則 8 本細則は平成 26 年 5 月 23 日に改定し、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 9 本細則は平成 27 年 3 月 6 日に改定し、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 10 本細則は平成 28 年 11 月 11 日に改定施行し、平成 29 年度登録から適用する。
- 附則 11 本細則は平成 30 年 4 月 1 日から改定施行する。
- 附則 12 本細則は令和元年 5 月 31 日に改定し、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 13 本細則は令和 2 年 3 月 17 日に改定し、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 14 1. 本細則は令和 2 年 10 月 14 日から改定施行する。
2. 第 2 条第 4 項は、令和 3 年度に限り全ての更新登録単位スポーツ少年団において、これを適用しない（「スポーツ少年団の理念を学んだ指導者」が 1 名以下でも更新登録することを可能とする）。ただし、次の（1）または（2）を満たす必要がある。
（1）スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者が 1 名の場合
この 1 名を除いた指導者、役員およびスタッフのうち少なくとも 1 名が、令和 3 年度にスタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会の受講を修了すること。
（2）スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者がいない（0 名の）場合
指導者、役員およびスタッフのうち少なくとも計 2 名が、令和 3 年度にスタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会の受講を修了すること。
- 附則 15 1. 本細則は令和 2 年 11 月 20 日に改定し、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
2. 第 2 条第 2 項の規定にかかわらず、スポーツリーダー資格のみを保有する者であっても、令和 5 年度までは指導者として登録することができるものとする。
- 附則 16 1. 本細則は令和 2 年 11 月 20 日から改定施行する。
2. 第 2 条第 2 項の規定にかかわらず、令和元年度以前にシニア・リーダーとして資格認定され引き続き登録を行っている満 20 歳以上の者は、公認指導者資格を保有していない場合であっても、令和 5 年度まではスポーツ少年団の理念を学んだ指導者として登録することができるものとする。
- 附則 17 1. 本細則は令和 3 年 11 月 26 日から改定施行する。
2. 第 2 条第 4 項は、令和 4 年度に限り全ての更新登録単位スポーツ少年団において、これを適用しない（「スポーツ少年団の理念を学んだ指導者」が 1 名以下でも更新登録することを可能とする）。ただし、次の（1）または（2）を満たす必要がある。
（1）スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者が 1 名の場合
この 1 名を除いた指導者、役員およびスタッフのうち少なくとも 1 名が、令和 4 年度にスタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会の受講を修了すること。
（2）スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者がいない（0 名の）場合
指導者、役員およびスタッフのうち少なくとも計 2 名が、令和 4 年度にスタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会の受講を修了すること。

附則 18 本細則は令和 4 年 4 月 19 日に改定し、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

附則 19 1. 本細則は令和 4 年 11 月 25 日に改定し、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

2. 第 2 条第 4 項は、令和 5 年度に限り全ての更新登録単位スポーツ少年団において、これを適用しない（「スポーツ少年団の理念を学んだ指導者」が 1 名以下でも更新登録することを可能とする）。ただし、次の（1）または（2）を満たす必要がある。

（1）スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者が 1 名の場合

この 1 名を除いた指導者、役員およびスタッフのうち少なくとも 1 名が、令和 5 年度にスタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会の受講を修了すること。

（2）スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者がいない（0 名の）場合

指導者、役員およびスタッフのうち少なくとも計 2 名が、令和 5 年度にスタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会の受講を修了すること。

附則 20 本細則は令和 6 年 3 月 1 日に改定し、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表（単位スポーツ少年団として構成・登録する際に必要となる最低人数）

		指導者		団員
		理念○	理念×	
		18 歳以上	18 歳以上	
パターン	A	2 名		10 名
	B※	1 名	1 名	10 名
	C※	0 名	2 名	10 名

理念○：第 2 条第 4 項に定めるスポーツ少年団の理念を学んだ者

- （1）令和元（2019）年度にスポーツ少年団認定育成員・認定員の資格を保有していた者
- （2）スタートコーチ（ジュニア・ユース）資格保有者
- （3）令和元（2019）年度以前にシニア・リーダーとして資格認定され令和 5（2023）年度まで引き続き登録を行っていた者
- （4）令和 2（2020）年度以降にシニア・リーダーとして資格認定され資格が有効である者

※パターン B および C は、新規登録単位スポーツ少年団のみ適用可能（第 2 条第 5 項に基づくパターン）。

スポーツ少年団登録規程施行細則に関する内規

この内規は、スポーツ少年団登録規程施行細則第 2 条第 3 項に関する事項について定める。

1. 単位スポーツ少年団の団員数が、やむを得ない理由により第 2 条第 3 項に定める人数に満たない場合、都道府県スポーツ少年団の判断により、単位スポーツ少年団の登録を認める場合がある。
2. 更新登録単位スポーツ少年団の指導者数又はスポーツ少年団の理念を学んだ指導者数が、やむを得ない理由により第 2 条第 3 項に定める人数に満たない場合、1 名のスポーツ少年団の理念を学んだ指導者がいる場合に限り、都道府県スポーツ少年団の判断により、単位スポーツ少年団の登録を認める場合がある。この場合、単位スポーツ少年団の代表者は、当該年度内に少なくとも 1 名をスタートコーチ（ジュニア・ユース）養成講習会の修了者とする責任を負うものとする。なお、原則として本措置は当該単位スポーツ少年団に対して 1 年度限りの措置とする。
3. 本内規は常任委員会の議決によって変更することができる。

附則 1 本内規は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則 2 本内規は令和 2 年 6 月 24 日から改定施行する。

附則 3 本内規は令和 6 年 3 月 1 日に改定し、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。



公認スポーツ指導者制度 の概要

2025年5月現在

スポーツ文化を支える公認スポーツ指導者



資格の種類と認定者数(2024年10月1日付, 旧資格は含まない)

スポーツ指導者基礎資格	スポーツリーダー	435,730名	488,896名
	スポーツコーチングリーダー	53,166名	
競技別指導者資格	スタートコーチ(教員免許状所持者)	1,148名	179,758名
	スタートコーチ(競技別)※	7,280名	
	コーチ1	123,429名	
	コーチ2	10,099名	
	コーチ3	27,170名	
	コーチ4	7,302名	
	教師	2,482名	
	上級教師	848名	
メディカル・ コンディショニング資格	スポーツドクター	6,507名	13,485名
	スポーツデンティスト	807名	
	アスレティックトレーナー	5,616名	
	スポーツ栄養士	555名	
フィットネス資格	スタートコーチ(ジュニア・ユース)	28,738名	36,543名
	ジュニアスポーツ指導員	4,497名	
	スポーツプログラマー	2,919名	
	フィットネストレーナー	389名	
マネジメント指導者資格	クラブマネジャー	386名	6,273名
	アシスタントマネジャー	5,887名	
合計		725,004名	前年比+37,200
合計(スポーツリーダーを含まない)		289,274名	前年比+34,696

公認スポーツ指導者認定者数の推移



※スポーツリーダーは除く



2

公認スポーツ指導者制度育成方針



<公認スポーツ指導者育成の基本コンセプト>

日本スポーツ協会及び加盟団体等は、スポーツ文化を豊かに享受するというすべての人々がもつ基本的な権利を保障するため、**ライフステージに応じた多様なスポーツ活動**を推進することのできるスポーツ指導者を公認スポーツ指導者として育成し、望ましい社会の実現に貢献。

<公認スポーツ指導者とは>

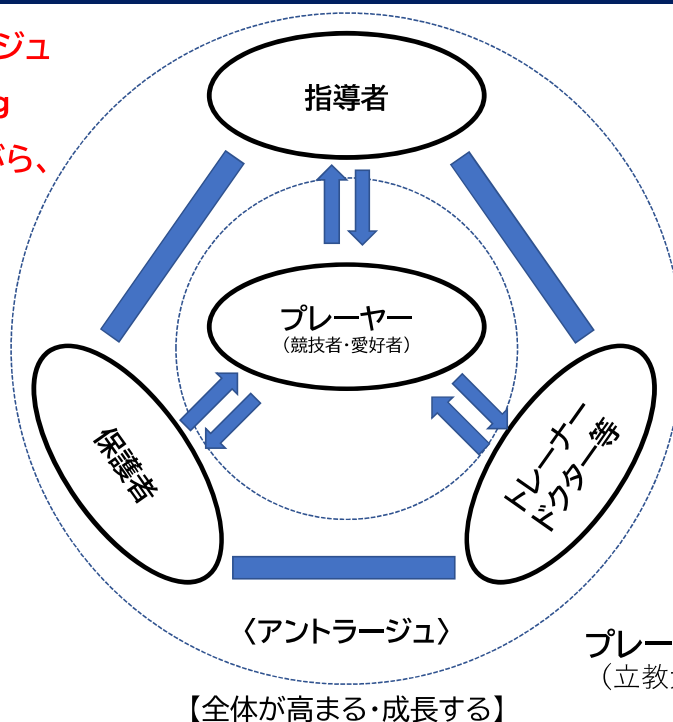
スポーツの価値やスポーツの未来への責任を自覚し、**プレーヤーズセンタード(*)**の考え方のもとに、**暴力やハラスメントなどあらゆる反倫理的行為を排除し**、**常に自らも学び続けながらプレーヤーの成長を支援**することを通して、豊かなスポーツ文化の創造やスポーツの社会的価値を高めることに貢献できる者。

6

プレーヤーズセンタード

プレーヤーを取り巻くアントラージュ
自身も、それぞれのWell-being
(良好・幸福な状態)を目指しながら、
プレーヤーをサポートしていく
という考え方。

誰ひとり
取り残さない!



プレーヤーズセンタード全体像
(立教大学・松尾哲矢 2019)

7

グッドプレーヤー像

人物像	キーワード
スポーツを愛し、その意義と価値を自覚し、尊重できる人	スポーツが好き、スポーツの意義と価値の理解
フェアプレーを誇りとし、自らの心に恥じない態度をとり行動ができる人	フェアプレー
何事に対しても、自ら考え、工夫し、行動できる人	自立、課題解決(創意工夫、実践力)
いかなる状況においても、前向きかつ直向きに取り組むことができる人	逆境・困難に打ち克つ力、ポジティブシンキング、真摯さ、継続性
社会の一員であることを自覚し、模範となる態度・行動が取れる人	社会の中の自己認識、社会規範・モラルの理解・遵守
優しさと思いやりを持ち、差別や偏見を持たない人	同情・共感、公平・公正さ
自分を支えるすべての人々(保護者、コーチ、仲間、審判、対戦相手など)を尊重し、感謝・信頼できる人	相互尊敬(リスペクト)、感謝・信頼
仲間を信じ、励ましあい、高めあうために協力・協働・協調できる人	チームプレー、協力・協働・協調

8

人物像	キーワード
スポーツを愛し、その意義と価値を自覚し、尊重し、表現できる人	人が好き、スポーツが好き、スポーツの意義と価値の理解
グッドプレーヤーを育成することを通して、豊かなスポーツ文化の創造やスポーツの社会的価値を高めることができる人	プレーヤーやスポーツの未来に責任を持つ
プレーヤーの自立やパフォーマンスの向上を支援するために、常に自身を振り返りながら学び続けることができる人	課題発見・課題解決、自立支援、プレーヤーのニーズ充足、卓越した専門知識(スポーツ教養含)、内省、継続した自己研鑽
いかなる状況においても、前向きかつ直向きに取り組みながら、プレーヤーと共に成長することができる人	逆境・困難に打ち克つ力、ポジティブシンキング、真摯さ、継続性、同情・共感、対象に合わせたコーチング
プレーヤーの生涯を通じた人間的成長を長期的視点で支援することができる人	プレーヤーズセンタード、プレーヤーのキャリア形成・人間的成長、中長期的視点
いかなる暴力やハラスメントも行使・容認せず、プレーヤーの権利や尊厳、人格を尊重し、公平に接することができる人	暴力・ハラスメント根絶、相互尊敬(リスペクト)、公平・公正さ
プレーヤーが、社会の一員であることを自覚し、模範となる態度・行動をとれるよう導くことができる人	社会の中の自己認識、社会規範・モラルの理解・遵守、暴力・ハラスメント根絶意識のプレーヤーへの伝達
プレーヤーやプレーヤーを支援する関係者(アントラージュ)が、お互いに感謝・信頼し合い、かつ協力・協働・協調できる環境をつくることができる人	社会との関係・環境構築、チームプレー、感謝・信頼、協力・協働・協調

コーチ育成のための「モデル・コア・カリキュラム」の概要

- スポーツ界で相次いで発生した指導者の暴力事件などを契機として、「**コーチング・イノベーション推進事業**」(H26～27:スポーツ庁委託事業)によりグッドコーチ育成のための指針として作成。
- 多様化・高度化・専門化するスポーツ界において、グッドコーチに求められる「**資質能力**」を確実に習得するために必要な内容を「**教育目標ガイドライン(講義概要・到達目標・時間数)**」として提示。
- 指導者養成現場への普及・活用を促進。

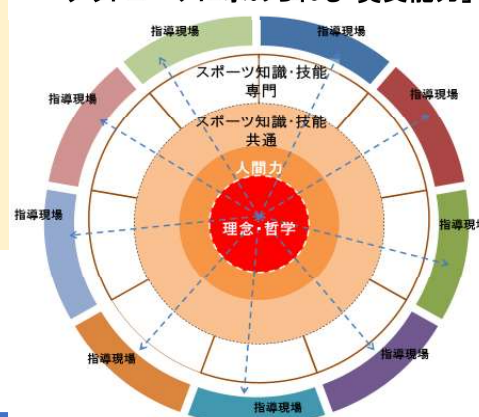
グッドコーチに求められる「資質能力」

- ① 思考・判断(人間力)
- ② 態度・行動(人間力)
- ③ 知識・技能(スポーツ知識・技能)

モデル・コア・カリキュラムの活用方策

- 1 日本スポーツ協会(JSPO)公認スポーツ指導者制度養成カリキュラムへの導入
- 2 全国体育系大学学長・学部長会加盟大学のカリキュラムへの導入
- 3 教員養成系大学のカリキュラムへの導入
- 4 教員現職研修、中体連、高体連が実施する研修への導入
- 5 部活動指導員、外部指導者の資質能力向上のための研修への導入
- 6 総合型地域スポーツクラブ指導者の資質能力向上のための研修への導入

グッドコーチに求められる「資質能力」



日本スポーツ協会(JSPO)

➡ 2019年度から、すべての公認スポーツ指導者が学ぶ「**共通科目**」に「**モデル・コア・カリキュラム**」を導入。

グッドコーチに求められる「資質能力」(思考・判断、態度・行動、知識・技能)



- 人間力(思考・判断): 自分自身のコーチングを形づくる中心にあるもの
- 人間力(態度・行動): プレーヤーや社会との良好な関係を築くために必要な資質能力
- 知識・技能(スポーツ知識・技能): スポーツ指導を行ううえで必要となるスポーツ科学の知識・技能

人間力	思考・判断		スポーツの意義と価値の理解、コーチングの理念・哲学(人が好き、スポーツが好き、スポーツの意義と価値の理解、プレーヤーやスポーツの未来に責任を持つ、社会規範、スポーツの高潔性)
	態度・行動	対自分力	学び続ける姿勢(自己研鑽)、前向きな思考・行動、くじけない心、課題発見力、課題解決力、自己統制、内省、社会規範
		対他者力(人、社会)	基本的人権の尊重、相互理解、プレーヤーズセンタード、暴力・ハラスメントの根絶、コミュニケーションスキル、マネジメントスキル、目標設定、協力・協調・協働、長期的視点、関係構築力
知識・技能	スポーツ知識・技能	共通	あらゆるコーチング現場に共通するスポーツ科学
		専門	個々のコーチング現場別(競技別、年代別、レベル別、障がいの有無 など)に求められる専門知識・技能

11

モデル・コア・カリキュラム



資質能力区分		領域	主な内容	必要最低時間数			
				基礎	応用実践	計	
人間力	思考・判断	コーチングの理念・哲学	プレーヤーとともに学び続けるコーチ	9h	18h	27h	
			コーチング及びコーチとは				
			コーチに求められる資質能力				
			スポーツの意義と価値				
			コーチの倫理観・規範意識				
				コーチの役割と使命(職務)			
				計	9h	18h	27h
	態度・行動	対自分力	多様な思考法	6h	12h	18h	
			コーチのセルフ・コントロール				
			コーチのキャリア・デザイン				
対他者力		コミュニケーション	6h	12h	18h		
		人的環境(関係者との信頼関係)の構築					
	プレーヤーのキャリア・デザイン						
			計	12h	24h	36h	
知識・技能	共通	トレーニング科学	スポーツトレーニングの基本的な考え方と理論体系	9h	18h	27h	
			体力トレーニング				
			技術トレーニング				
		スポーツ医・科学	メンタルトレーニング	9h	18h	27h	
			スポーツと健康				
			外傷と障害の予防				
	専門	現場における理解と対応	救急処置	6h	12h	18h	
			アンチ・ドーピング				
			スポーツと栄養				
			スポーツの心理				
			ライフステージに応じたコーチング				
			プレーヤーの特性に応じたコーチング				
	コーチングにおけるリスクマネジメント	6h	12h	18h			
	クラブ・チームの運営と事業						
コーチング現場の特徴							
			計	24h	48h	72h	
合計				45h	90h	135h	
実習	現場実習	コーチングの実践と評価	5日 10h	20日 40h	50h		

12

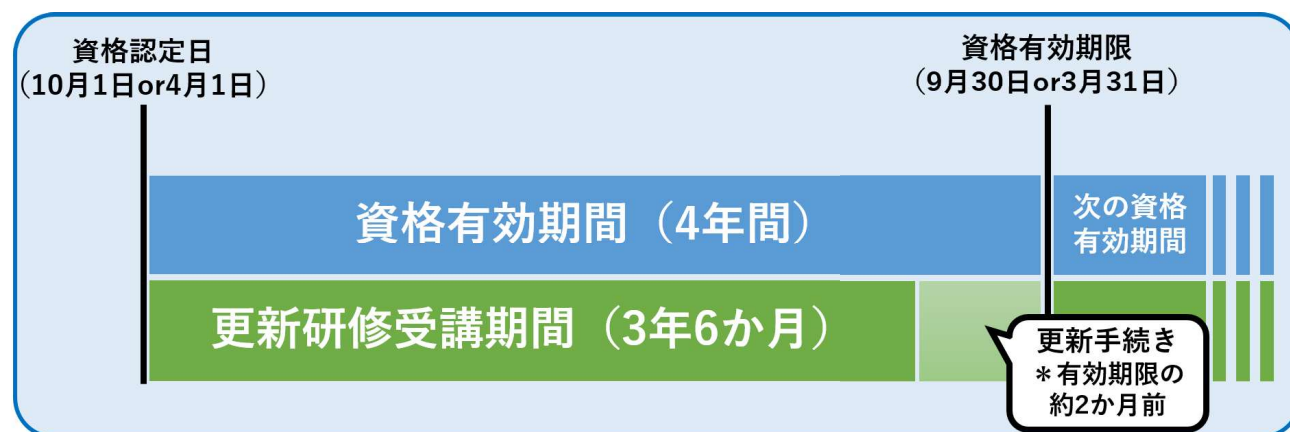
資格の更新（更新研修の受講）



公認スポーツ指導者資格の有効期間は、資格登録後4年間です。

資格を更新するためには、**資格有効期限の6か月前まで**に、日本スポーツ協会あるいは当該中央競技団体等の定める研修会を最低1回受ける必要があります。

※「スポーツリーダー」については、永年認定資格のため登録・更新はありません。



19

公認スポーツ指導者の権利と責務



〈権利〉

公認スポーツ指導者（スポーツリーダーは除く）は、下記に掲げる権利を有する。

- (1) JSPO が発行する情報誌の受領・閲覧及びスポーツ指導者手帳の受領
- (2) JSPO 及び JSPO 加盟団体等が実施する研修事業への参加
- (3) 公認スポーツ指導者総合保険制度への加入
- (4) 公認スポーツ指導者公式制定品の購入・使用
- (5) 「指導者マイページ」のコンテンツ利用

サッカー・バスケットボール資格は資格登録管理を各NFが行っているため、本内容は一部を除いて該当しません。

〈責務〉

第8条 公認スポーツ指導者は、次の責務を負う。

- (1) 「スポーツ宣言日本」の趣旨を理解したうえで、スポーツ医・科学の知識を活かし、「スポーツを安全に、正しく、楽しく」指導し、「スポーツの本質的な楽しさ、素晴らしさ」を伝えること。
- (2) プレーヤーズセンタードの考え方のもとに、プレーヤーの望むスポーツ活動を理解し、その成長を支援すること。
- (3) プレーヤーや社会に対する自己の影響力を認識し、常に自己研鑽を図り、自ら成長・発展すること。
- (4) JSPO 登録者等処分規程に基づき遵守事項に違反する行為（反倫理的行為）を行わないとともに、同規程に基づく調査に誠実に協力すること。
- (5) スポーツの価値や未来への責任を理解し、スポーツの力を望ましい社会の実現に活かすために努力すること。

20

令和7年度千葉県スポーツ少年団 スタートコーチ(ジュニア・ユース)養成講習会 開催予定

令和7年4月19日時点

地区	開催地	期日	会場	定員	担当インストラクター	コース種別
本部		令和7年11月8日(土)	スポーツ科学センター第1研修室	70名		独自
		令和7年12月6日(土)	スポーツ科学センター第1研修室	70名		独自
		令和8年1月10日(土)	スポーツ科学センター第1研修室	70名		独自
中央	千葉市	令和7年8月24日(日)	千葉市民会館特別会議室	50名	佐倉和明	委託
西	松戸市	令和7年11月8日(土)	松戸運動公園武道館会議室	40名	村瀬繁義 山本由起子	委託
東	茂原市	令和7年12月20日(土)	茂原市市民体育館 第1, 2 研修室	70名		委託
北						
南	館山市	令和7年12月20日(土)	館山市コミュニティセンター	40名	松坂誠一	委託

3月24日 市町村実施希望締切
4月下旬～ インストラクター配置調査
5月中 各市町村開催通知

スタートコーチ(ジュニア・ユース)養成講習会 インストラクター一覧

令和7年4月末時点

	インストラクター番号	氏名	団	所属 市町村	委嘱開始日	委嘱期限	委嘱 回数	最新の再 委嘱研修 会等
1	12I00001	篠原 清勝	あおすげユースカリスports少年団	富里市	2025/4/1	2029/3/31	2	R6
2	12I00003	石川 雅秀	市原修練館sports少年団	市原市	2025/4/1	2029/3/31	2	R6
3	12I00005	椿原 功二	木更津松濤館sports少年団	木更津市	2025/4/1	2029/3/31	2	R6条件付
4	12I00011	松井 一彦	青空sports少年団	船橋市	2025/4/1	2029/3/31	2	R6
5	12I00014	西谷 健佑	濤西会sports少年団	市川市	2025/4/1	2029/3/31	2	R6条件付
6	12I00016	北村 寿	船橋市	船橋市	2025/4/1	2029/3/31	2	R6
7	12I00017	長谷川 謹二	KurimotoMBCsports少年団	香取市	2025/4/1	2029/3/31	2	R6
8	12I00018	中村 好男	成田スネーキーズsports少年団	成田市	2025/4/1	2029/3/31	2	R6条件付
9	12I00020	池田 勝	空手道勝山会sports少年団	鋸南町	2025/4/1	2029/3/31	2	R6
10	12I00022	松坂 誠一	館山リトルエンジェルスsports少年団	館山市	2025/4/1	2029/3/31	2	R6
11	12I00023	露木 循	イリヤーズsports少年団	柏市	2025/4/1	2029/3/31	2	R6
12	12I00026	有山 源起	ハヤブサsports少年団	鎌ヶ谷市	2025/4/1	2029/3/31	2	R6条件付
13	12I00027	前浪 祐吾	千葉県	千葉県	2022/4/1	2026/3/31	1	
14	12I00028	山岸 信行	水郷サッカースports少年団	香取市	2022/4/1	2026/3/31	1	
15	12I00029	菅澤 敦	青空sports少年団	船橋市	2022/4/1	2026/3/31	1	
16	12I00030	菅澤 和美	青空sports少年団	船橋市	2022/4/1	2026/3/31	1	
17	12I00031	清水 武	青空sports少年団	富里市	2022/4/1	2026/3/31	1	
18	12I00032	佐々木 寿明	千種ジュニアバレーボールクラブsports少年団	市原市	2022/4/1	2026/3/31	1	
19	12I00033	大河原 昭司	和道会川口会空手道sports少年団	印西市	2022/4/1	2026/3/31	1	
20	12I00034	村瀬 繁義	栗ヶ沢ジュニアバドミントンsports少年団	松戸市	2026/4/1	2030/3/31	2	R6
21	12I00035	重田 紀元	木更津松濤館	木更津市	2023/4/1	2027/3/31	1	
22	12I00036	三田 勉	長狭剣友会	鴨川市	2023/4/1	2027/3/31	1	
23	12I00037	中島 智也	大津ヶ丘ジュニアVBC	柏市	2023/4/1	2027/3/31	1	
24	12I00038	柴崎 聡	ロビッツ	八千代市	2023/4/1	2027/3/31	1	
25	12I00039	佐倉 和明	千葉市	千葉市	2024/4/1	2028/3/31	1	
26	12I00039	山本 由起子	MBC松戸ベアーズsports少年団	松戸市	2024/4/1	2028/3/31	1	

JSPO 公認スポーツ指導者資格更新のための研修会情報について

千葉県スポーツ協会ホームページ

<https://www.chiba-taikyo.jp/>

公益財団法人 千葉県スポーツ協会

千葉県スポーツ協会
Chiba Sport Association

CONTENTS

HOME

表彰関係

国民スポーツ大会

国民スポーツ大会

更新研修情報

スポーツ指導者養成

スポーツ医事・科学

スポーツ少年団

総合型地域スポーツクラブ

チャリティーゴルフ

千葉県スポーツ協会について

様式ダウンロード

スポーツの殿堂

LINK

千葉県競技力向上推進本部

千葉県スポーツを応援しています。

更新研修情報

日本スポーツ協会公認資格 更新研修情報

更新研修の受講について

更新研修の受講は計画的に！！

公認スポーツ指導者資格の有効期間は、資格登録後4年間です。資格を更新するためには、**資格認定日（更新日）から資格有効期限の6か月前まで**に、定められた研修会を最低1回受ける必要があります。研修受講期限までに、更新研修を受講しなかった指導者へは更新登録案内が送付されませんのでご注意ください。

更新制度の詳細は日本スポーツ協会HPをご覧ください。

▶ [日本スポーツ協会HPへ](#)

更新研修会検索や有効期限の確認には指導者マイページをご活用ください。

▶ [指導者マイページログインページへ](#)

資格認定日
(10月1日or4月1日)

資格有効期限
(9月30日or3月31日)

資格有効期間（4年間）

更新研修受講期間（3年6か月）

次の資格有効期間

更新手続き
*有効期限の約2か月前

千葉県スポーツ協会関連事業

事業名	開催日	会場	開催要項	申込
第1回千葉県 スポーツ指導者研修会	令和7年 11月15日（土）	千葉県総合 スポーツセンター	詳細が決定次第 掲載します	
第2回千葉県 スポーツ指導者研修会	令和7年 12月13日（土）	千葉県総合 スポーツセンター	詳細が決定次第 掲載します	
第3回千葉県 スポーツ指導者研修会	令和8年 1～2月	開催地未定	詳細が決定次第 掲載します	
第4回千葉県 スポーツ指導者研修会	令和8年 1～2月	開催地未定	詳細が決定次第 掲載します	
令和7年度千葉県 スポーツ少年回 指導者研修会	令和7年 9月14日（日）	千葉県総合 スポーツセンター	詳細が決定次第 掲載します	
令和7年度 ドーピング防止講習会・ スポーツ科学講座	令和7年 7月27日（日）	千葉県総合 スポーツセンター	詳細が決定次第 掲載します	
スポーツ科学講座②	令和8年 2月28日（土）	千葉県総合 スポーツセンター	詳細が決定次第 掲載します	
チームちば スポーツフォーラム	令和7年 11月30日（日）	千葉県総合 スポーツセンター	詳細が決定次第 掲載します	

※資格の種類によっては、更新研修に該当しない場合もございます。申込にあたっては開催要項をよくご確認ください。

日本スポーツ協会主催研修会

日本スポーツ協会でも多数の研修会を実施しております。更新研修一覧のページよりご確認ください。

▶ [日本スポーツ協会HPへ](#)

▲ それぞれ開催要項の資格更新についての記載を必ず確認する

本研修の参加により、公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格の更新研修を修了したことになります。なお、テニス、バウンドテニスおよびオリエンテーリング資格は 1 ポイント、チャリレーディング(コーチ 3 のみ)資格は都道府県スポーツ協会実施の 1 回分の実績となりますが、別途、資格毎に定められたポイント獲得や研修受講などの要件を満たす必要があります。

ただし、次の資格については、更新研修を修了したことにはなりません。

[水泳、サッカー、バスケットボール、バドミントン、ライフル射撃(スタートコーチのみ)、剣道、空手道、エアロビックス(コーチ 4 のみ)、スクーバ・ダイビング、プロゴルフ、プロテニス、プロスキー、スポーツドクター、スポーツデンティスト、アスレティックトレーナー、スポーツ栄養士、クラブマネジャー](2025 年 4 月 1 日現在)

〇〇市スポーツ少年団指導者研修会 開催要項

1. 目的 千葉県スポーツ少年団登録指導者の相互の連帯と資質・指導力の向上を図り、スポーツ少年団活動の推進に資するために実施する。併せて県内のスポーツ振興に関わる方の参加により、スポーツ少年団の理解促進及び指導者間のネットワークづくりに寄与することを目的に実施する。

2. 主催 公益財団法人千葉県スポーツ協会 〇〇市スポーツ少年団

必ず主催に入れる

3. 期日 令和〇〇年〇〇月〇〇日(〇) 〇: 〇〇~

4. 会場 〇〇会館 〇〇研修室

住所: 〒

TEL:

6. 参加人数 定員〇〇名

7. 研修内容【日程】

9:00~ 受付開始
9:30~ 9:40 開講式
9:40~10:40 講演Ⅰ「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」(1h)
講師: 〇〇 〇〇 氏
(〇〇大学〇〇科教授)
10:45~12:15 講演Ⅱ「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」(1.5h)
講師: 〇〇 〇〇 氏
(〇〇市スポーツ少年団)
12:20~13:20 グループワーク「〇〇について」(1h)
13:20~ 閉講式

講演内容、時間、講師の情報が分かるように記載してください。事務連絡や冒頭のあいさつなどは研修対象時間に含みません。講師による講習・実技・討議・グループワークのみを対象として研修時間が3時間以上になるようにしてください。

内容・講師によっては、更新研修として承認されない場合があります。

8. 参加料 〇〇円

9. 参加条件 〇〇〇

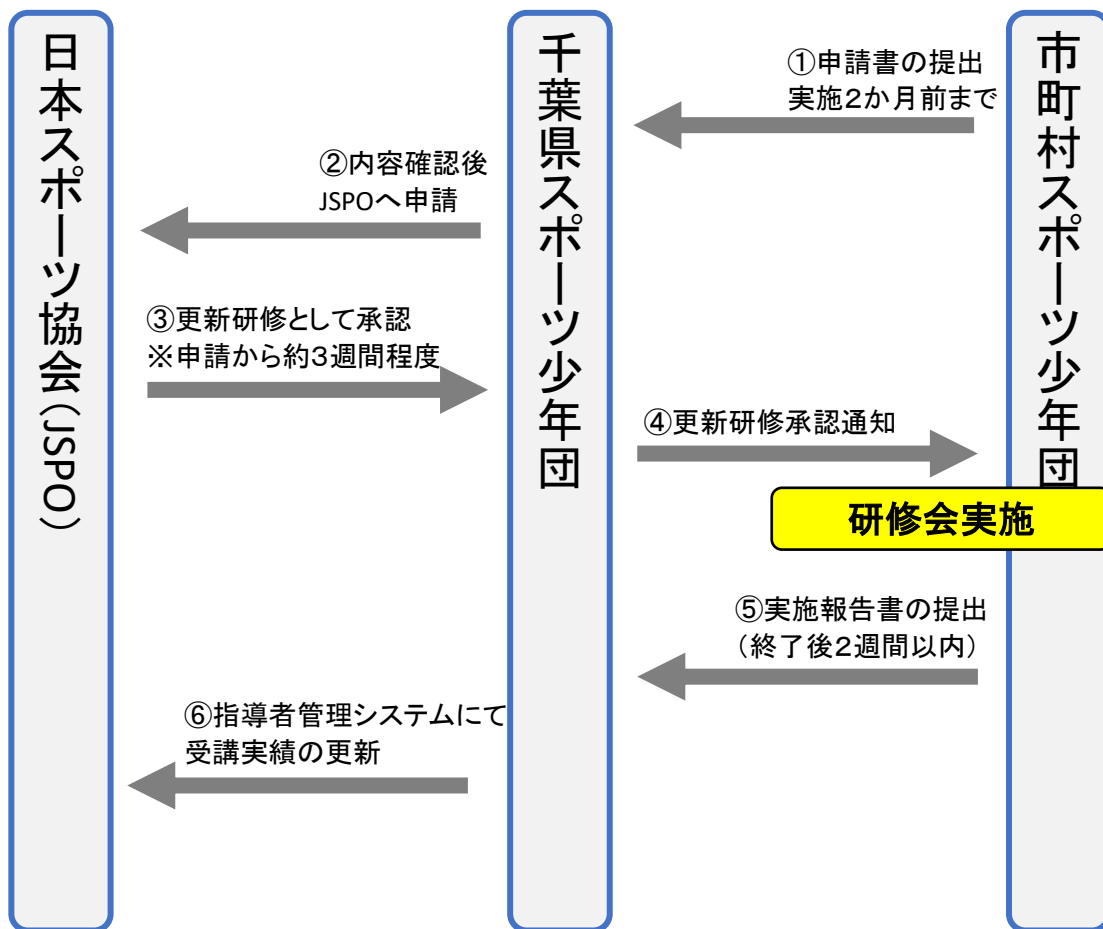
10. 参加申込方法 〇〇〇

11. その他 ※必ずご確認ください。

- ・本研修の参加により、公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格の更新研修を修了したことになります。なお、テニス、バウンドテニスおよびオリエンテーリング資格は1ポイント、チャリディング(コーチ3のみ)資格は都道府県スポーツ協会実施の1回分の実績となりますが、別途、資格毎に定められたポイント獲得や研修受講などの要件を満たす必要があります。
- ・ただし、次の資格については、更新研修を修了したことにはなりません。
- ・[水泳、サッカー、バスケットボール、バドミントン、ライフル射撃(スタートコーチのみ)、剣道、空手道、エアロビック(コーチ4のみ)、スクーバ・ダイビング、プロゴルフ、プロテニス、プロスキー、スポーツドクター、スポーツデンティスト、アスレティックトレーナー、スポーツ栄養士、クラブマネジャー](2025年4月1日現在)
- ・詳細は日本スポーツ協会のホームページをご確認ください。指導者マイページへの受講実績の反映は、研修参加から平均2カ月後となります。

開催要項には、この一文の最新版を必ず明記してください。

千葉県スポーツ少年団指導者研修会
独自開催 申請から報告までの流れ(案)



令和7年度千葉県スポーツ少年団事業計画

令和7年4月19日時点

事業名	期日	会場	備考
1. 諸会議			
(1) 委員総会	5/6(火)(R8.2/21(土))	県総合スポーツセンター	
(2) 常任委員会	5/6(火),R8.2/21(土)	県総合スポーツセンター	
(3) 日本スポーツ少年団委員総会	5/31(土),R8.2/28(土)	JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE(東京都)	
(4) 関東ブロックスポーツ少年大会・競技別実行委員会	6/8(日)	ウェスタ川越(埼玉県)	本部長・事務担当者
(5) 都道府県事務担当者会議		JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE(東京都)	事務担当者
(6) 総務・事業専門部会	総務:5/6(火) 事業:未定	県総合スポーツセンター	
(7) 広報専門部会	未定	県総合スポーツセンター	
(8) 日本スポーツ少年団関東ブロック会議	R8.2月予定	(埼玉県)	関東各都県本部長・指導委員長・事務担当者
(9) 市町村事務担当者会議	5/15(木)	県総合スポーツセンター	市町村事務担当者
(10) スポーツ少年団事業説明会	R8.3/5(木)	県総合スポーツセンター	スポーツ少年団関係者
(11) 種目別専門部長会議・会計照合	R8.3/14(土)	県総合スポーツセンター	
(12) 本部長・副本部長会議	年2回程度	県スポーツ協会会議室	
2. 青少年スポーツ交流大会事業			
(1) 種目別交流事業			
1) 千葉県スポーツ少年団競技別交流大会			
① 軟式野球(関東交流大会予選)	5/17(土)～6/15(日)	四街道市及び周辺市町村	
軟式野球(中学生の部)	10/19(日)～	横芝光町坂田池公園野球場他	
② ミニバスケットボール(関東交流大会予選)	予選リーグ:6/8(日) 決勝リーグ:6/14(土),15(日)	県内小学校体育館他 キッコーマンアリーナ	
③ バレーボール(関東交流大会予選)	男子・女子・混合決勝大会:7/13(日)	館山運動公園体育館	
バレーボール(全国交流大会予選)	男子決勝大会:9/28(日) 女子決勝大会:9/23(火) 混合決勝大会:9/23(火)	船橋アリーナ 館山運動公園体育館 富津市総合社会体育館	
④ サッカー	R8.3/21(土),22(日)	重兵衛スポーツフィールド中台	
⑤ ソフトボール	調整中		
⑥ 卓球	6/7(土)	柏市沼南体育館	
⑦ 剣道	12/14(日)	君津市内みのわ運動公園体育館	
⑧ 合気道	R8.3/8(日)	県総合スポーツセンター 武道館	
⑨ バドミントン(関東交流大会予選)	6/21(土),6/22(日)	JFE体育館	
⑩ 柔道	12/7(日)	八街市スポーツプラザ	
⑪ 空手道(関東交流大会予選)	前期:10/5(日),後期:R8.2/15(日)	県総合スポーツセンター武道館	
⑫ ハンドボール	11/8(土)	富里市社会体育館	
2) 第44回関東ブロックスポーツ少年団競技別交流大会	7/25(金)	総合開会式:所沢市民体育館	
軟式野球	7/12(土)～13(日)	上谷総合公園野球場・加須きずなスタジアム	
バレーボール	7/26(土)～27(日)	熊谷スポーツ文化公園	
ミニバスケットボール	7/26(土)～27(日)	所沢市民体育館	
バドミントン	7/26(土)～27(日)	毎日興業アリーナ	
空手道	7/26(土)～27(日)	深谷ビッグタートル	
3) エンジョイ! 軟式野球フェスティバル2025	8/8(金)～11(月)	三重県	
4) エンジョイ! 剣道フェスティバル2025	R8.3/27(金)～29(日)	富山県	県代表団体戦1チーム,個人戦中学男女各1名
5) エンジョイ! バレーボールフェスティバル2025	12/25(木)～28(日)	京都府	県代表1チーム(女子)
※男子は、茨城県が出場			関東ブロック代表1チーム(男子)

事業名	期日	会場	備考
(2) リーダー養成・交歓交流事業 1) 千葉県ジュニア・リーダースクール 2) 第56回関東ブロックスポーツ少年大会 3) JAPAN GAMES JUNIOR & YOUTH 2025 SAGA (リーダーズ'アクション2025) 4) シニア・リーダースクール 5) 関東ブロックスポーツ少年団リーダー研究大会 6) 全国スポーツ少年団リーダー連絡会 7) 全国・シニア・関東大会の参加者事前指導 8) リーダーズクラブ定例会 9) リーダーズクラブ研修会 10) 千葉県スポーツ少年団交流会	10/11(土)～13(月) 8/1(金)～3(日) 7/31(木)～8/3(日) 事前研修:7/6(日) 全体研修:8/6(水)～9(土)※原則前泊あり 10/18(土)～19(日) 11/15(土) 適宜 月1回程度 未定 未定	千葉県立水郷小見川青少年自然の家 山梨県立ハケ岳少年自然の家(山梨県) 佐賀県 国立中央青少年交流の家(静岡県) BumB東京スポーツ文化館(東京都) 東京都 ※オンライン併用 県スポーツ協会会議室 他 県総合スポーツセンター内	各市町村より推薦の団員(小学5～中学3) 指導者1名,団員5名 ※旧称:全国スポーツ少年大会 リーダー2名・育成担当者2名
(3) 日独スポーツ少年団同時交流事業 1) 第52回日独スポーツ少年団同時交流事業(派遣) 2) 第52回日独スポーツ少年団同時交流事業(受入)	7/30(水)～8/14(木) 14泊16日 事前研修:5/17(土)～18(日) 日本団集合・結団式:7/28(月)～29(火) 7/31(木)～8/14(木) 14泊16日 地方分散:8/4(月)～8/12(火)	ドイツ各地 オンライン 国立オリンピック記念センター 関東 I グループ:栃木県・山梨県 ※千葉県での受入なし	
3. 青少年スポーツ指導者育成事業 (1) スタートコーチ(ジュニア・ユース)インストラクター養成講習会 (2) スタートコーチ(ジュニア・ユース)インストラクター再委嘱研修会 (3) スタートコーチ(ジュニア・ユース)養成講習会 (4) 母集団研修会 (5) 千葉県スポーツ少年団指導者研修会 (6) その他の指導者育成事業(指導者協議会) 1) 委員総会 2) 運営委員会 3) 全国スポーツ少年団指導者協議会 4) 関東ブロック指導者研究協議会 5) 第8回ジュニアスポーツフォーラム 6) JSPO-ACP関連事業 JSPO-ACP研修会 JSPO-ACP指導実践研修会 JSPO-ACP講師講習会 JSPO-ACP講師講習会受講修了者ブラッシュアップセミナー	9/27(土)～28(日)2日間 9～10月(1日) 県本部第1:11/8(土) 県本部第2:12/6(土) 県本部第3:R8.1/10(土) その他市町村実施 4月～R8.2月 9/14(日) 4/19(土) 4/19(土),R8.2/21(土) 6/14(土) 11/1(土)～2(日) 6/15(日) 4月～R8.2月 未定 適宜	JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE(東京都) 全国5会場 県本部:千葉県総合スポーツセンター研修室 県本部:千葉県総合スポーツセンター研修室 県本部:千葉県総合スポーツセンター研修室 県内4コース(予定) 県本部:県総合スポーツセンター第1研修室 県総合スポーツセンター 県総合スポーツセンター 東京都・オンライン併用 高崎ワシントンホテルプラザ(群馬県) 紀尾井カンファレンス(東京都) 全国12会場 全国5会場 全国2会場 全国3会場	JSPO公認スポーツ指導者資格保有者対象 指導者代表1県1名 委員長・副委員長他 JSPO主催事業 JSPO主催事業 JSPO主催事業 JSPO主催事業
4. ジュニアスポーツ指導者表彰事業 (1) 千葉県スポーツ少年団顕彰 (2) 日本スポーツ少年団顕彰			
5. 普及・広報活動事業 (1) 地域交流活動事業 1) 地域交流大会 2) 地区会議 (2) 運動適性テストⅡ実施事業 (3) 広報誌「スポーツ少年ちば」	4月～R8.2月 未定 適宜	県内8地区(予定) 1～2地区	市町村・単位団で実施 3月発行

令和7（2025）年 千葉県スポーツ少年団活動計画
※市町村スポーツ少年団事務局向け

1. 諸会議

令和7年5月時点

事業名	①期日 ②開催場所 ③参加料等（税込） ④参加申込等	主たる参加対象・参加条件・経費等 備考
(1) 委員総会	①第1回：5/6（火） （第2回：R8. 2/21（土）） ②千葉県総合スポーツセンター内 ③無 ④各市町村事務局を通じて出欠報告	・各市町村スポーツ少年団より選出された本部委員および県スポーツ少年団本部長・副本部長。 ・会議出席にかかる旅費は県本部負担。
(2) 常任委員会	①第1回：5/6（火） 第2回：R8. 2/21（土） ②千葉県総合スポーツセンター内 ③無 ④県本部事務局より直接常任委員へ通知 地区選出常任委員は市町村事務局へ通知	・各地区より選出された11名の常任委員および学識経験常任委員、県スポーツ少年団本部長・副本部長。 ・会議出席にかかる旅費は県本部負担。
(3) 総務・事業・広報専門部会	①総務専門部会：5/6（火） 事業専門部会：未定 広報専門部会：未定 ②千葉県総合スポーツセンター内 ③無 ④県本部事務局より直接各専門部員へ通知	・各地区より選出された11名の常任委員および学識経験常任委員、県スポーツ少年団本部長・副本部長により構成された各専門部員により必要に応じて会議を行う。
(4) 市町村事務担当会議	①5/15（木） ②オンライン併用（千葉県総合スポーツセンター内） ③無 ④各市町村事務担当者が県本部へ申し込む	・各市町村スポーツ少年団事務局担当者に対し、登録業務等の事務手続きに関する説明を行う。
(5) スポーツ少年団事業説明会	①R8. 3/5（木） ②千葉県総合スポーツセンター内 ③無 ④各市町村スポーツ少年団事務局及び各種目別専門部事務局担当者が県本部へ参加者を報告する	・各市町村スポーツ少年団関係者（本部長・事務担当者）、県内種目別専門部関係者（専門部長・事務担当者）を参加対象とし、日本スポーツ少年団の動向、県スポーツ少年団本部の方針等の情報共有を行うために実施する。
(6) 種目別専門部長会議	①R8. 3/14（土） ②千葉県総合スポーツセンター内 ③無 ④各種目別専門部事務局より県本部へ参加者報告する	・県内12種目の種目別専門部関係者（専門部長・会計担当・事務担当者等）を参加対象とし、当該年度の報告と、次年度の事業計画、予算についての共有のために実施する。

2. 青少年スポーツ交流大会事業

事業名	①期日 ②開催場所 ③参加料等（税込） ④参加申込	主たる参加対象・参加条件・経費等 備考
(1) 県種目別交流大会事業 ①軟式野球 ②ミニバスケットボール ③バレーボール ④サッカー ⑤ソフトボール ⑥合気道 ⑦剣道 ⑧卓球 ⑨バドミントン ⑩柔道 ⑪空手道 ⑫ハンドボール	別紙開催一覧及び各開催要項を参照。	
(2) 第44回関東ブロックスポーツ少年団競技別交流大会総合開会式	①7/25（金） ②所沢市民体育館	

軟式野球	①7/12（土）～13（日） ②上谷総合公園野球場・加須きずなスタジアム ③無 ④参加決定した単位団が参加申込書を作成し県本部へ提出する。	・軟式野球専門部より選出された1単位団を派遣する。
バレーボール	①7/26（土）～27（日） ②熊谷スポーツ文化公園 ③無 ④参加決定した単位団が参加申込書を作成し県本部へ提出する。	・バレーボール専門部より選出された1単位団（女子）を派遣する。
ミニバスケットボール	①7/26（土）～27（日） ②所沢市民体育館 ③無 ④参加決定した単位団が参加申込書を作成し県本部へ提出する。	・ミニバスケットボール専門部より選出された男女各1単位団を派遣する。
バドミントン	①7/26（土）～27（日） ②毎日興業アリーナ ③無 ④参加決定した単位団が参加申込書を作成し県本部へ提出する。	・バドミントン専門部より選出された、男女選抜メンバーを派遣する。
空手道	①7/26（土）～27（日） ②深谷ビッグタートル ③無 ④参加決定した単位団が参加申込書を作成し県本部へ提出する。	・空手道専門部より選出された、男女選抜メンバーを派遣する。
(3) <u>エンジョイ！軟式野球フェスティバル2025</u> （旧：全国スポーツ少年団軟式野球交流大会）	①8/8（金）～11（月） ②三重県 ③5,000円（1チームあたり） ④参加決定した単位団が参加申込書を作成し県本部へ提出する。	・関東ブロック競技別交流大会においてブロック代表2チームが決定する。 ・参加条件の詳細は開催要項を参照。 ・ <u>大会期間中の宿泊、食事、交通等の経費は自己負担。</u>
(4) <u>エンジョイ！剣道フェスティバル2025</u> （旧：全国スポーツ少年団剣道交流大会）	①8.3/27（金）～29（日） ②富山県 ③5,000円（1チームあたり） ④参加決定した単位団・団員が参加申込書を作成し県本部へ提出する。	・剣道専門部より選出された団員・指導者を派遣する。 ・参加条件の詳細は開催要項を参照。 ・ <u>大会期間中の宿泊、食事、交通等の経費は自己負担。</u>
(5) <u>エンジョイ！バレーボールフェスティバル2025</u> （旧：全国スポーツ少年団バレーボール交流大会）	①12/25（木）～28（日） ②京都府 ③5,000円（1チームあたり） ④参加決定した単位団・団員が参加申込書を作成し県本部へ提出する。	・バレーボール専門部より選出された女子1単位団、男子1単位団を派遣する。（男子は関東ブロック内持ち回り出場。R7は茨城県） ・参加条件の詳細は開催要項を参照。 ・ <u>大会期間中の宿泊、食事、交通等の経費は自己負担。</u>

3. リーダー養成交歓交流事業

事業名	①期日 ②開催場所 ③参加料等（税込） ④参加申込	主たる参加対象・参加条件・経費等備考
1) 千葉県スポーツ少年団ジュニア・リーダースクール	①10/11（土）～13日（月） ②県立水郷小見川青少年自然の家 ③7,000円 ④各市町村本部が参加者をとりまとめて県本部へ推薦する。	・参加対象者 当該年度にスポーツ少年団に「団員」登録している小学5年生以上中学生までの者で、所属市町村スポーツ少年団の推薦を受けた者。
2) 第56回関東ブロックスポーツ少年大会	①8/1（金）～3（日） ②山梨県立八ヶ岳青少年自然の家（山梨県） ③無料 ④各市町村本部が参加者をとりまとめて県本部へ提出する。	・各市町村スポーツ少年団より申込のあった指導者1名、団員15名程度を派遣する。 ・その他参加条件等は開催要項を参照。 ・現地までの往復旅費は自己負担。
3) JAPAN GAMES JUNIOR & YOUTH 2025 SAGA（旧：全国スポーツ少年大会）	①7/31（木）～8/3（日） ②佐賀県 ③ <u>22,000円※予定（県本部半額補助あり）</u> ④各市町村本部が参加者をとりまとめて県本部へ提出する。	・各市町村スポーツ少年団より申込のあった指導者1名、団員5名を派遣する。 ・その他参加条件等は開催要項を参照。 ・現地までの往復旅費は自己負担。

4) シニア・リーダースクール	①8/6（水）～9（土） ※原則前泊ありの想定 事前研修（オンライン）：7/6（日） ②国立中央青少年交流の家（静岡県） ③33,000円（県本部半額補助あり） ④各市町村本部が参加者を取りまとめて県本部へ提出する。	・参加対象者 当該年度にスポーツ少年団に「団員」登録している義務教育修了者で、20歳未満のジュニア・リーダー資格を保有する者。または所定の活動単位数を満たした者。 ・現地までの往復旅費は自己負担。
5) 関東ブロックスポーツ少年団リーダー研究大会	①10/18（土）～19（日） ②BumB東京スポーツ文化館（東京都） ③2,200円（県本部負担） ④リーダーズクラブ会員より選出。	・ブロック内各都県リーダー及びリーダー育成担当者が参加。
6) 全国スポーツ少年団リーダー連絡会	①11/15（土） ②オンライン併用開催 ③－ ④－	・各都道府県リーダー代表者2名、リーダー育成担当者2名（予定）
7) 全国・シニア・関東大会の参加者への事前指導	①適宜 ②千葉県総合スポーツセンター内 ③無 ④－	・全国スポーツ少年大会、関東ブロックスポーツ少年大会、シニア・リーダースクールに参加する者に対して、参加者同士の顔合わせや事務連絡のために事前研修を実施する。
8) リーダーズクラブ定例会	①月1回程度 ②千葉県総合スポーツセンター内 ③無 ④－	・リーダーズクラブメンバーによる定例会議。イベント準備やリーダーのための研修事業を行う。 ・見学可。
9) 千葉県スポーツ少年団交流会	①未定 ②未定 ③未定 ④参加者が直接県本部へ申し込む	・ジュニア世代を対象としたレクリエーション交流事業。 ・スポーツ少年団の登録の有無に関わらず参加可とする予定。

(3) 日独スポーツ少年団同時交流事業

1) 第52回日独スポーツ少年団同時交流事業（派遣）	①7/30（水）～8/14（木） ②ドイツ各地 ③30万円（団員は一人当たり6万円の補助あり） ④各市町村で参加者希望者とりまとめ県本部へ推薦する。	・詳細は実施要項を参照。 ・事前研修（オンライン）5/17（土）～18（日）あり。
2) 第52回日独スポーツ少年団同時交流事業（受入）	①7/31（木）～8/14（木） 地方分散（関東Ⅰ）：山梨県・栃木県 千葉受入期間：8/4（月）～12（火） ②千葉県での受入なし ③－ ④－	・これまでの受入実績 R6:千葉市・R5:銚子市（県本部）・R1:茂原市・H30:船橋市・H29:習志野市・H28:柏市・H27:成田市・H26:館山市・H25:浦安市・H24:千葉市

4. 青少年スポーツ指導者育成事業

事業名	①期日 ②開催場所 ③参加料等（税込） ④参加申込	主たる参加対象・参加条件・経費等
(1) スタートコーチ（ジュニア・ユース）インストラクター養成講習会	①9/27（土）～28（日）2日間 ②JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE（東京都） ③8,800円（教材費含む） ④参加希望者が直接県本部へ申し込む	・参加者30名程度。 ・希望者多数の場合は県本部にて調整する。 ・参加費、旅費自己負担。
(2) スタートコーチ（ジュニア・ユース）インストラクター再委嘱研修会	①9～10月月〔1日〕 ②全国5会場 ③5,500円（別途教材費2,200円は県本部負担） ④参加希望者が直接県本部へ申し込む	・参加者300名程度。 ・参加費、旅費自己負担。
(3) スタートコーチ（ジュニア・ユース）養成講習会	①県本部第1：11/8（土） 県本部第2：12/6（土） 県本部第3：R8.1/10（土） その他各市町村での実施 ②コース毎確認 ③コース毎確認 ④受講希望者が指導者マイページより申し込む。	・R6と同様のカリキュラムで実施。
(4) 母集団研修会	①4月～R8.2月 ②－ ③－ ④－	・県内4コース程度実施。 ・1コースにつき補助金30,000円。

(5) 千葉県スポーツ少年団指導者研修会	①9/14（日） ②千葉県総合スポーツセンター内 ③1,000円（スポーツ少年団登録者以外は2,000円） ④参加希望者が直接県本部へ申し込む。	・JSP0公認スポーツ指導者資格保有者の更新研修として実施。（一部資格を除く） ・市町村スポーツ少年団独自開催も可能。
(6) 指導者協議会委員総会	①4/19（土） ※令和7年度より原則年1回開催 ②千葉県総合スポーツセンター内 ③－ ④各市町村事務局を通じて出欠報告	・各市町村スポーツ少年団より選出された指導者協議会委員および県本部指導者協議会委員長・副委員長。 ・会議出席にかかる旅費は県本部負担。
(7) 運営委員会	①第1回：4/19（土） 第2回：R8.2/21（土） ②千葉県総合スポーツセンター内 ③－ ④県本部より運営委員へ直接通知 地区選出運営委員は市町村事務局へ通知	・各地区より選出された11名の指導者協議会運営委員および学識経験運営委員、指導者協議会委員長・副委員長。 ・会議出席にかかる旅費は県本部負担。
(8) 全国スポーツ少年団指導者協議会	①6/14（土） ②東京都※オンライン併用 ③無料 ④－	・各都道府県指導者協議会代表1名（スポーツ少年団の理念を学んだJSP0公認スポーツ指導者資格保有者）。
(9) 関東ブロック指導者研究協議会	①11/1（土）～2（日） ②高崎ワシントンホテルプラザ（群馬県） ③13,000円※予定 ④－	・各都県スポーツ少年団指導者代表、リーダー育成担当指導者、事務担当者等が参加する。
(10) 第8回ジュニアスポーツフォーラム	①6/15（日） ②紀尾井カンファレンス（東京都）※オンライン併用 ③3,300円 ④参加希望者が直接県本部へ申し込む。	・定員300名程度 ・申込多数の場合は県本部にて調整する。 ・参加費、旅費自己負担。
(11) アクティブ チャイルド プログラム 関連事業	・JSP0-ACP研修会 ・JSP0-ACP指導実践研修会 ・JSP0-ACP講師講習会 ・JSP0-ACP講師講習会受講修了者ﾌﾟﾗｯｼｭｱｯﾌﾟ セミナー	・詳細は実施要項確認。

5. ジュニアスポーツ指導者表彰事業

事業名	備考
(1) 千葉県スポーツ少年団顕彰	・前年度3月頃に通知。 ・千葉県スポーツ少年団顕彰要綱に基づき行う。
(2) 日本スポーツ少年団顕彰	・前年度3月頃に通知。 ・日本スポーツ少年団顕彰要綱・同施行基準に基づき行う

6. 普及・広報活動事業

事業名	備考
(1) 地域交流大会	・ 県内8地区程度実施。 ・ 地区単位においてスポーツ少年団活動の活発化と地域交流の促進を図ることを目的に実施する。 ・ 1コースにつき補助金70,000円。
(2) 地区会議	・ 地区内市町村スポーツ少年団相互及び県本部との情報交換・意見交換を行い連携を深めることを目的に実施する。 ・ 実施に係る費用は県本部負担。
(3) 運動適性テストⅡ	・ 実施データ提供への協力。 ・ 詳細は日本スポーツ協会HPを参照。
(4) 広報誌「スポーツ少年ちば」	・ 毎年3月発行。
(5) 豊かなスポーツライフをサポートする情報誌「Sport Japan」	・ 奇数月10日発行（年6回） ・ 都道府県、市町村スポーツ少年団、単位団に2冊ずつ配付。
(6) ガイドブック「スポーツ少年団とは」	・ スポーツ少年団を紹介するガイドブック及び育成母集団研修会用教材として発行。 ・ JSP0ホームページにPDF版を公開。
(7) スポーツ少年団PRリーフレット	・ JSP0ホームページにPDF版を公開。
(8) 「リーダー育成マニュアル」	・ ジュニア・リーダー、シニア・リーダー育成の手引書として作成。 ・ JSP0ホームページにPDF版を公開。
(9) 広報活動ガイド	・ JSP0ホームページにPDF版を公開。

令和7年度千葉県スポーツ少年団種目別交流大会開催一覧

交流大会の実施要項および申込書については、千葉県スポーツ協会のホームページ(スポーツ少年団ページ<http://www.chiba-taikyo.jp>)に掲載しております。下記アドレスへお問合せください。

No.	種目	会場・大会期日	申し込み期日	問合せ申込先
1	軟式野球 (関東大会予選)	期日: 令和7年5月17日(土)～6月8日(日) 会場: 四街道総合公園野球場及び周辺市町村	令和7年4月11日	軟式野球専門部事務局 塩入 健次 携帯 090-1039-0331
	軟式野球 (中学生の部)	期日: 令和7年10月19日(日)～ 会場: 横芝光町坂田池野球場他	調整中のため 専門部HPまたは、 事務局へ問合せ	千葉県交流大会専用ホームページ: http://sposyo.nanso-baseball.com/
2	ミニバスケットボール	予選リーグ: 令和7年6月8日(日) 会場: 県内市町村小学校体育館他 決勝リーグ: 令和7年6月14日(土)、15日(日) 会場: キッコーマンアリーナ	令和7年5月2日	HPへアクセスをして問合せ・申込先を確認してください。 HPアドレス: http://www.chiba-suposhou.com/ 申込先は地区ごとになっています。
3	バレーボール (関東大会予選)	男女混合決勝大会: 令和7年7月13日(日) 会場: 館山運動公園体育館 男子決勝大会: 令和7年7月13日(日) 会場: 館山運動公園体育館 女子決勝大会: 令和7年7月13日(日) 会場: 館山運動公園体育館	詳細は専門部へ	HPへアクセスをして問合せ・申込先を確認してください。 HPアドレス: http://chibasv.html.xdomain.jp
	バレーボール (全国大会予選)	男女混合決勝大会: 令和7年9月23日(火) 会場: 富津市総合社会体育館 男子決勝大会: 令和7年9月28日(日) 会場: 船橋アリーナ 女子決勝大会: 令和7年9月23日(火) 会場: 館山運動公園体育館		
4	サッカー	期日: 令和8年3月21日(土)～22日(日) 会場: 重兵衛スポーツフィールド中台	詳細は専門部へ	事務局 高橋 E-mail: spo.shou.soccer.jimu@gmail.com 携帯 090-5305-2515
5	ソフトボール	期日: 調整中 会場: 調整中	詳細は専門部へ	〒289-1115 八街市八街560-14 ソフトボール専門部事務局 西野 克彦 TEL 090-2915-3298
6	合気道	期日: 令和8年3月8日(日) 会場: 千葉県総合スポーツセンター武道館	詳細は専門部へ	〒260-0007 千葉市中央区祐光4-6-3 合気道専門部長 五月女 重夫
7	剣道	期日: 令和7年12月14日(日) 会場: 君津市内みの運動公園体育館	詳細は専門部へ	※詳細はHP開催要項をご確認ください。
8	卓球	期日: 令和7年6月7日(土) 会場: 柏市沼南体育館	詳細は専門部へ	〒264-0029 千葉市若葉区桜木北1-36-2 卓球専門部長 青野 光禎 TEL 090-3529-1957
9	バドミントン	期日: 令和7年6月21日(土)～22日(日) 会場: JFE体育館	詳細は専門部へ	〒264-0032 千葉市若葉区みつわ台5-2-17 バドミントン専門部長 佐倉 和明 TEL 043-256-0324(夜間)
10	柔道	期日: 令和7年12月7日(日) 会場: 八街スポーツプラザ	詳細は専門部へ	〒289-1103 八街市八街106-557 柔道専門部 事務局 熊倉 正明 TEL・FAX 043-443-9422
11	空手道	前期: 令和7年10月5日(日) 会場: 千葉県総合スポーツセンター武道館	詳細は専門部へ	〒271-0045 松戸市西馬橋相川町34 空手道専門部事務局 田嶋正一郎 TEL 090-8962-3182 FAX 047-348-4977 E-mail: stajima@ai-s.jp
		後期: 令和8年2月15日(日) 会場: 千葉県総合スポーツセンター武道館		
12	ハンドボール	期日: 令和7年11月8日(土) 会場: 富里市社会体育館	詳細は専門部へ	〒286-0201 富里市日吉台6-14-10 ハンドボール専門部長 祖父江 昭治 TEL 090-3149-6663 E-mail: sobue@fujita.co.jp

●注意事項

上記申込期日は、市町村スポーツ少年団から各種目事務局への申込期日を記載しております。各単位スポーツ少年団の関係者の皆様は所属の市町村スポーツ少年団事務局へお問合せいただき、市町村への申込期日をご確認ください。

各種事業開催市町村一覧(案)

令和7年4月末現在

事業名	地区		平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	
地域交流大会	中央	千葉	市原市	千葉市	市原市	千葉市	市原市	千葉市	市原市	千葉市(×)		市原市(×)	千葉市(×)	市原市(×)	千葉市				
	西	船橋	習志野市	市川市	浦安市	船橋市	八千代市	習志野市	市川市	浦安市(×)		船橋市(×)	船橋市		習志野市				
		東葛	柏市	我孫子市	柏市	柏市	柏市	鎌ヶ谷市	流山市	松戸市(×)		我孫子市							
	北	印旛	成田市	白井市	富里市	栄町(×)	印西市	四街道市	佐倉市	酒々井町(×)		八街市(×)							
		香取	香取市	香取市	香取市	香取市	香取市	香取市	香取市	香取市	香取市(×)		香取市(×)	香取市	香取市	香取市			
		海匝	旭市																
	東	山武	横芝光町	東金市	山武市	芝山町													
		長生	茂原市	茂原市	茂原市	茂原市	茂原市	茂原市	茂原市	茂原市	茂原市(×)		茂原市(×)	茂原市	茂原市	茂原市			
		夷隅	大多喜町																
	南	安房	館山市	館山市	館山市	館山市	館山市	館山市	館山市	館山市	館山市(×)		館山市(×)		館山市				
君津		君津市		木更津市	富津市	君津市	袖ヶ浦市	木更津市	富津市(×)		君津市								
母集団研修会	実施希望があれば、最大4市町村まで実施可能。		千葉市	千葉市	千葉市	千葉市	千葉市	千葉市	千葉市	千葉市		千葉市	千葉市	千葉市	千葉市				
			茂原市	茂原市	茂原市	茂原市	茂原市	茂原市	茂原市	茂原市	茂原市(×)		茂原市(×)	茂原市	茂原市	香取市			
			富津市	富津市	富津市	富津市	富津市	富津市	富津市	富津市	富津市(×)		富津市	富津市	富津市	茂原市(×)			
			館山市	館山市	館山市	館山市	館山市	館山市	館山市	館山市	館山市(×)		館山市(×)	館山市	館山市	富津市			
							香取市									館山市			
認定員養成講習会	中央	千葉									スタートコーチ養成講習会					千葉市			
	西	船橋						船橋市		船橋市					我孫子市 松戸市				
		東葛	柏市	我孫子市	柏市	野田市	鎌ヶ谷市	流山市	松戸市	柏市			我孫子市	野田市			松戸市		
	北	印旛	白井市	富里市	成田市	八街市			成田市					成田市		柏市			
		香取		香取市	香取市			香取市						香取市	香取市	東庄町			
		海匝					旭市												
	東	山武		横芝光町															
		長生														茂原市	茂原市		
		夷隅																	
	南	安房		館山市	館山市		館山市	南房総市	館山市	館山市			館山市	館山市	館山市	館山市	館山市		
君津			君津市			富津市							木更津市						
本部		千葉県		千葉県	千葉県	千葉県	千葉県	千葉県	千葉県		県本部	県本部	県本部	県本部					
指導者研修会						香取市 船橋市	船橋市 柏市 印西市 君津市	船橋市 松戸市	船橋市 我孫子市 成田市 香取市 君津市	県本部 (船橋市) (野田市)		県本部	県本部	県本部	県本部	県本部	県本部	県本部	
日独スポーツ少年団同時交流(受入)			浦安市	館山市	成田市	柏市	習志野市	船橋市	茂原市	千葉県での受け入れなし		オンライン交流	オンライン交流	銚子市(県本部)	千葉市	受入なし	未定	受入なし	

※(×)は諸事情により中止。

令和7度千葉県スポーツ少年団地区会議

(●●地区) 実施要項

- 1 目 的 千葉県内の市町村スポーツ少年団の組織の充実とスポーツ少年団活動の活性化に向けて、地区内市町村スポーツ少年団相互及び県本部との情報交換・意見交換を行うことで連携を深めることを目的に実施する。
- 2 主 催 公益財団法人千葉県スポーツ協会千葉県スポーツ少年団
- 3 共 催 ○○スポーツ少年団
- 4 期 日 令和○年○月○日 (○) ○○ : ○○ ~ ○○ : ○○
- 5 会 場 ○○○
〒○○○
- 6 参 加 者 ○○地区スポーツ少年団関係者
(○○・○○・○○・○○・○○・○○・○○・)
(1) 市町村スポーツ少年団本部長
(2) 市町村スポーツ少年団指導者協議会代表者
(3) 市町村スポーツ少年団事務担当者
(4) その他市町村スポーツ少年団の認めた者
- 7 内 容 (1) 各地区・各市町村スポーツ少年団の現状と課題について
(2) スポーツ少年団指導者制度改定について
(3) その他
- 8 そ の 他 開催に係る費用については、千葉県スポーツ少年団が負担する。

地区会議開催一覧

令和7年2月末

地区		市町村名	H28年度	H29年度	R元年度	R6年度
中央	千葉	千葉市,市原市				
		船橋市,市川市,習志野市,八千代市,浦安市				
西	東葛	松戸市,柏市,野田市,流山市,我孫子市,鎌ヶ谷市	日時:平成28年12月22日(水)13:30～ 会場:鎌ヶ谷市総合福祉保健センター (1)各地区・各市町村スポーツ少年団の現状と課題について (2)日本スポーツ少年団「第9次育成5か年計画」に対する本県スポーツ少年団の取り組みについて			日時:令和7年2月22日(土)14:40～ 会場:県総合スポーツセンター内 提案議題: 部活動の外部移行の現状と今後、 学校団間の横の交流、ハラスメント、 奉仕活動について 他
		佐倉市,成田市,四街道市,酒々井町,八街市,富里市,栄町,印西市,白井市		日時:平成30年3月25日(日)10:00～ 会場:中台運動公園体育館 会議室 (1)県本部からの情報提供 (2)各地区・各市町村スポーツ少年団の現状と課題について		
北	香取	香取市,神崎町,東庄町,多古町			日時:令和2年2月22日(土)18:00～ 会場:香取市役所3階302会議室 (1)各地区・各市町村スポーツ少年団の現状と課題について (2)スポーツ少年団指導者制度改定について	
		銚子市,旭市,匝瑳市				
東	山武	東金市,大網白里市,九十九里町,山武市,横芝光町,芝山町				
		茂原市,一宮町,白子町,長柄町,長南町,睦沢町,長生村				
	夷隅	勝浦市,大多喜町,いすみ市,御宿町				
南	安房	館山市,鴨川市,鋸南町,南房総市				
		木更津市,君津市,富津市,袖ヶ浦市		日時:平成30年2月18日(日)11:15～ 会場:富津公民館 会議室 (1)県本部からの情報提供 (2)各地区・各市町村スポーツ少年団の現状と課題について		

(発 信 番 号)
年 月 日

公益財団法人千葉県スポーツ協会
千葉県スポーツ少年団
本部長 北林 栄峰 様

スポーツ少年団

本部長

市町村スポーツ少年団役員の変更について

____年 ____月 ____日付にて、下記のとおり役員の変更がありましたので通知いたします。

記

変更役員	本部長 / 本部委員 / 指導協委員 / 専門部部員 (種目: _____) (いずれかに○をつけてください。※複数該当する場合は全てにチェック)		
新 役 員 氏 名		旧 役 員 氏 名	
自宅住所: 〒 _____ _____			
自宅電話: _____			
自宅最寄駅名 _____ 線 _____ 駅 ※最寄駅名は必ず記入してください。			
備考			

※上記記載の個人情報については、取扱・保管を厳重にし、スポーツ少年団以外の目的で使用することはありません。

スポーツ少年団各種物品送付依頼用紙

※必ず市町村スポーツ少年団事務局からお申込みください。

年 月 日

千葉県スポーツ少年団 様

スポーツ少年団

担当：_____

下記により送付願います。

記

登 録 証	役員・スタッフ登録証<カード>	枚
	指導者章<ワッペン>	枚
	団員章 <ワッペン>	枚
	単位団旗リボン	本
	団認定証	枚

《送付先情報》

宛名 _____

住所 〒 _____

_____ 電話 _____

※お手数ですが、この用紙に必要事項を記入して下記までお送りください。

メール：cjsa@chiba-taikyo.jp FAX：043-254-0990

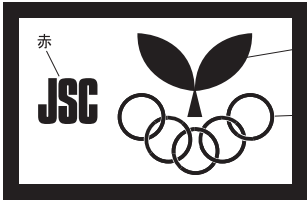
各市区町村・単位団スポーツ少年団旗 再購入 ご注文書

〈市区町村スポーツ少年団旗〉



行進・掲揚用 850 m/m × 1250 m/m
¥15,400-

〈単位団旗〉



サイズ: 500 m/m × 750 m/m
生地: アクリル生地、3色本染め仕上げ
(赤・紺・緑) ¥2,200-



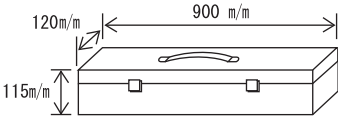
〈旗 竿〉
本製黒塗り千段ネジ型
3本組 2100 m/m
¥26,400-



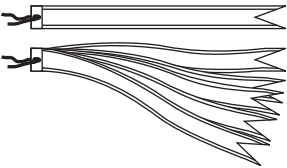
〈旗立台〉 (三脚)
スチール製クロームメッキ
仕上げ 9 m/m × 850 m/m
ケース入り
¥11,000-



〈竿 頭〉
真鍮製少年団マーク
¥11,550-



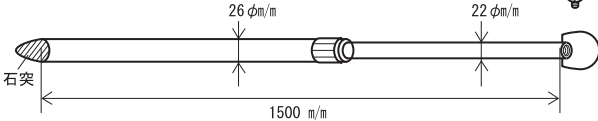
〈トランク〉
ビニールレザー張り
¥9,900-



〈リボン〉
5色リボン・紅白リボン 各1本
¥660-

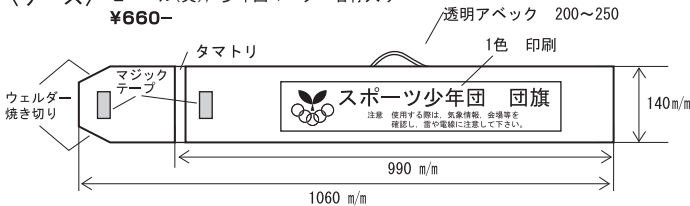
〈ポール〉

: 1500 m/m 伸縮2段アルミ製 ¥2,200-



プラ玉 70 φ m/m ネジ式 ¥880-

〈ケース〉 ビニール(黄), 少年団マーク・名称入り
¥660-



〈リボン〉

紅白 60 m/m × 420 m/m ¥154-

(株)紅屋商店

〒113-0033
文京区本郷1~7~3

担当/松本・森下

☎ 03-3815-0614 FAX 03-3815-8805

E-mail: morishita@beniya-shouten.co.jp

〈市区町村スポーツ少年団旗〉(R5.10.1~)

品 名	金 額(税込)	注文数
市区町村旗	15,400.-	
竿 頭	11,550.-	
旗 竿	26,400.-	
旗立台	11,000.-	
トランク	9,900.-	
リボン	660.-	
※セットの場合(一式)	69,300.-	

〈単位団旗〉

品 名	金 額(税込)	注文数
単位団旗	2,200.-	
ポール	2,200.-	
プラ玉	880.-	
ケース	660.-	
リボン	154.-	
※セットの場合(一式)	5,500.-	

市区町村・団体名		担当者名	発注日	希望納期
住所	〒			
電話	()			

※ 表示価格は消費税込みの価格となっております。送料は実費請求になります。

単位団旗(新規) 申込書

◎必ず都道府県あるいは市区町村スポーツ少年団がお申込み下さい。 記入日: 年 月 日

申込数	@2,200円(税込)× 本＝ 円	
申込者 ※申込者に該当するのは、 都道府県または市区町村ス ポーツ少年団のみです。	団 名	都／道／府／県 市／区／町／村 スポーツ少年団
	事務担当者名	
	住 所	〒
	T E L	
単位団旗送付先 () 申込者と同じ () 右記送付先	団 名	スポーツ少年団
	受取人氏名	
	住 所	〒
	T E L	
請求書送付先 () 申込者に郵送 () 団旗送付先と同じ () 右記送付先	団 名	スポーツ少年団
	受取人氏名 (代金支払者)	
	住 所	〒
	T E L	
支払い方法	() 現金書留 () 銀行振込 ※銀行振込の際、名義は請求書記載の団名とし、個人名義での振込みはご遠慮 願います。また、代金の振込みをされた場合は振込通知書をFAXにて日本 スポーツ少年団にご提出ください。	
納品希望日	() 特になし () 月 日 までに	
必要書類	※請求書以外に必要な書類がありましたら○をして下さい。 () 納品書 () 見積書	

※単位団の1本目の購入に対しては、
 購入費の補助があるため
 日本スポーツ少年団を通じての販
 売
 (特別価格2,200円(税込))となり、
 2本目以降については、
 指定業者((株)紅屋商店)から
 正規価格にて購入となります。

申込先・振込通知書提出先

公益財団法人日本スポーツ協会 日本スポーツ少年団
 〒160-0013
 東京都新宿区霞ヶ丘町4番2号 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE
 TEL:03-6910-5814 FAX:03-6910-5820

千葉県スポーツ少年団顕彰規程

(目 的)

第1条 千葉県スポーツ少年団規程第4条第9項に基づき本県スポーツ少年団の顕彰についての必要な事項を定めるものとする。

(顕彰の形式)

第2条 顕彰は、本団本部長(以下「本部長」という。)名をもって行い、所定の表彰状および感謝状とする。

(顕彰の基準)

第3条 顕彰は、次の各号に該当するものについて行う。

1. 10年以上にわたり単位団または市町村スポーツ少年団の指導や運営に貢献し特に顕著な功績のある登録者を表彰する。
2. 10年以上にわたり優れた活動実績をあげた単位団を表彰する。
3. 永年にわたりスポーツ少年団の指導・育成に貢献し、特に顕著な功績のあった退任者に対し、感謝状を贈呈する。
4. その他、顕著な功績があるとして、本部長が特に認めた者を顕彰する。

(顕彰の方法)

第4条 顕彰は、市町村スポーツ少年団が設定した場合等において本部長が授与する。

(顕彰の決定)

第5条 第3条第4項を除く個人または単位団については、本団登録の市町村スポーツ少年団が、また第3条第4項については本団が、所定の様式により推薦書を作成し推薦を行う。

本部長は、推薦された個人または単位団について選考会議に諮り顕彰者を決定し、常任委員会に報告するものとする。

(そ の 他)

第6条 この規程は、常任委員会の承認を得て変更することができる。

(附 則)

1. この規程は昭和62年7月4日より施行する。
2. 平成8年3月8日改訂
3. 平成18年3月4日改訂
4. 令和7年5月6日一部改定

顕彰規程の内規

1. 第2条による表彰状及び感謝状とあわせて、記念品等を授与することができる。
2. 第5条でいう顕彰の決定は、常任委員会で推薦された選考委員による選考会議により審議決定し、第4条により授与し、次回常任委員会で報告する。
3. 第3条3項でいう感謝状の贈呈については、原則として日本スポーツ少年団の退任者に対する感謝状贈呈に該当しない者とし、急を要する場合は本部長が決定し、次回常任委員会で報告する。

スポーツにおける暴力行為等相談窓口

日本スポーツ協会（JSPO）では、スポーツ現場における暴力行為等に関する相談に対応するため「スポーツにおける暴力行為等相談窓口」を設置しています。

当窓口では、専門相談員（弁護士）に無料で直接相談ができます。

なお、当窓口で取り扱う内容は、日本スポーツ協会（JSPO）公認スポーツ指導者やスポーツ少年団登録者による JSPO 倫理規程にて定める遵守事項違反行為等に限られます。

当窓口において取り扱える範囲外の相談内容の場合は、別の窓口を紹介させていただくこともございますので、予めご了承ください。

窓口の概要（取扱範囲や利用方法等）は、JSPO ホームページにてご確認ください。



<https://www.japan-sports.or.jp/cleansport/tabid1349.html>

利用方法

家族・知人・所属チーム役員・スタッフはもちろんのこと、対象行為によって被害を受けた本人やチームメイト等子どもからの相談も受付けています。

① WEB

相談フォーム

24 時間随時受付



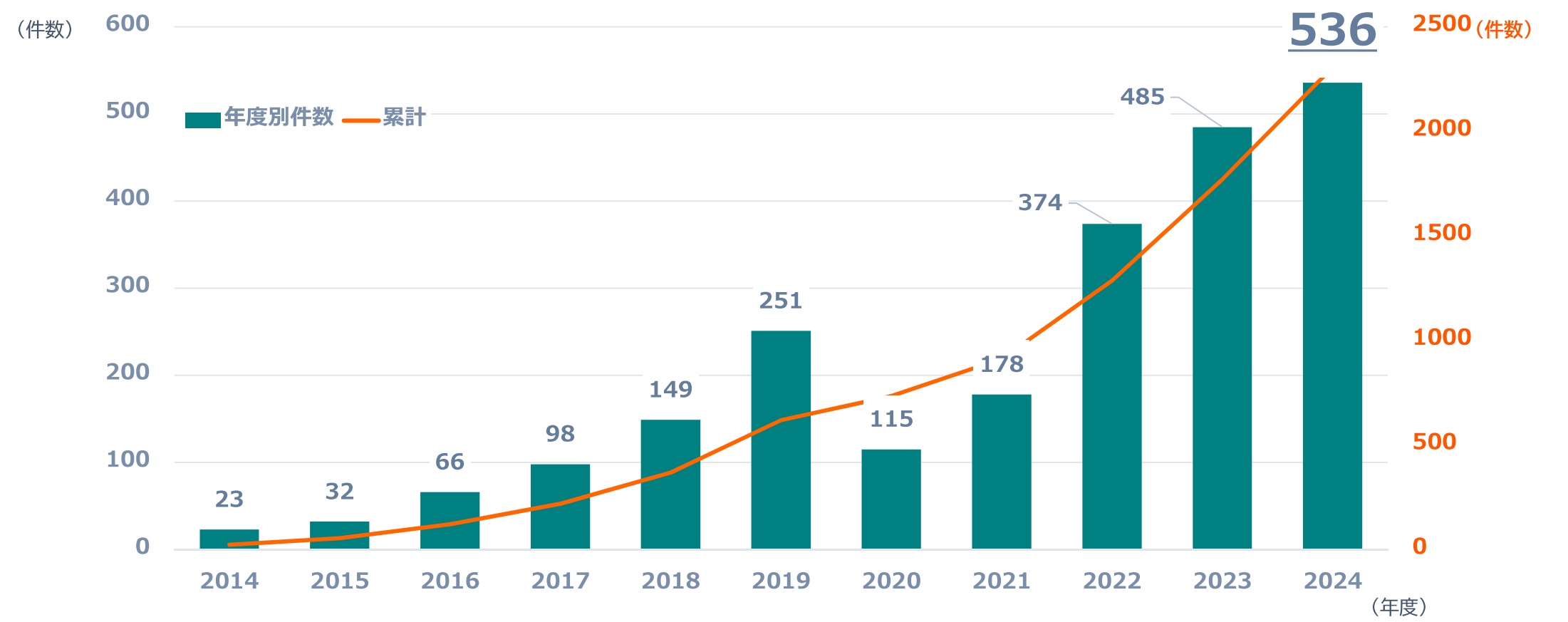
② 電話

03-6910-5827

毎週火・木曜日 13:00 ～ 17:00
(年末年始・祝日を除く)



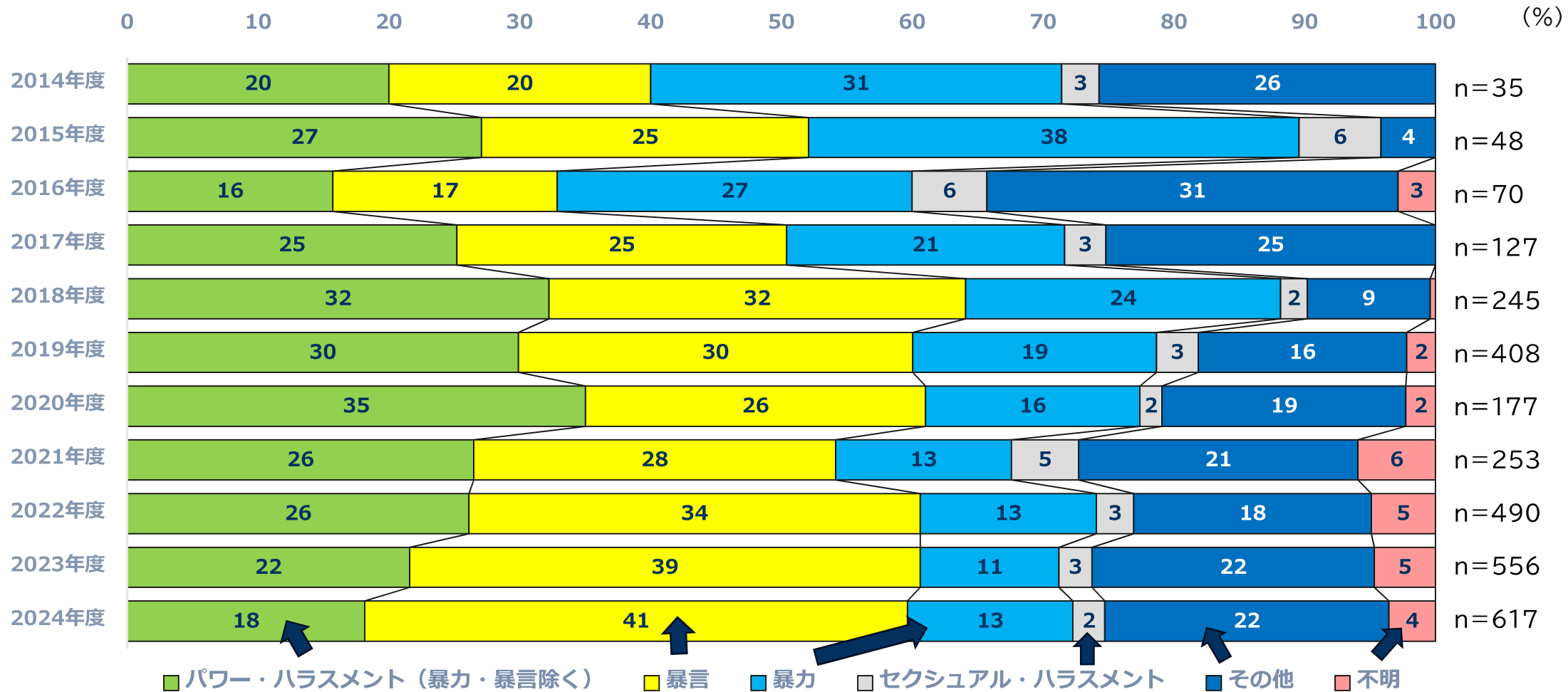
2024年度JSPO相談窓口対応状況についてー相談件数(全体)ー



▲JSPO「スポーツにおける暴力行為等相談窓口」に寄せられた相談件数の年度別推移

※2024年度相談件数:536件(大人向け窓口:475件、子ども向け窓口:61件)

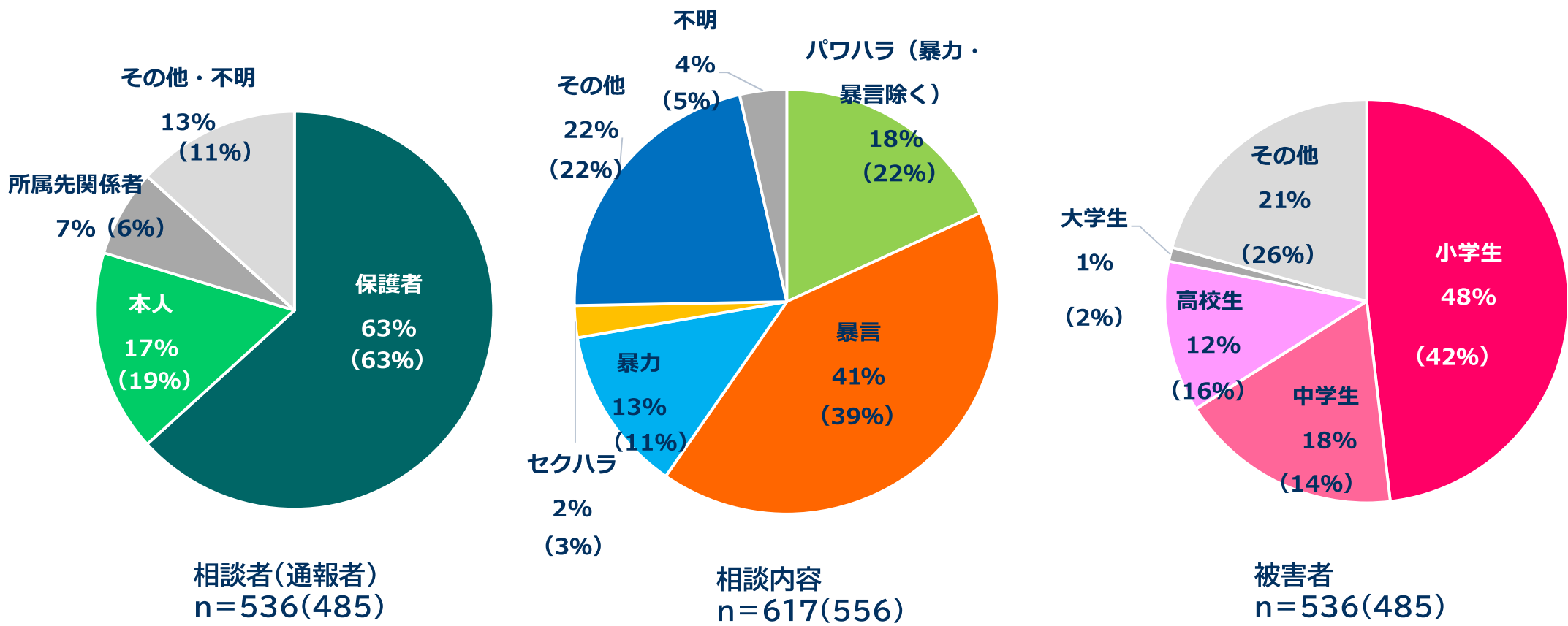
2024年度JSPO相談窓口対応状況についてー相談内容内訳(全体)ー



▲ JSPO「スポーツにおける暴力行為等相談窓口」に寄せられた相談内容内訳割合の年度別推移
※相談1件に対して、複数の行為に関する相談が寄せられる場合があるため、n数は相談件数と一致しません。
※構成比は小数点以下を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはなりません。

2024年度JSPO相談窓口対応状況について

—相談者(通報者)・相談内容・被害者内訳(全体)—



▲ JSPO「スポーツにおける暴力行為等相談窓口」の相談状況概要
※カッコ内は2023年度の数値

公認スポーツ指導者及びスポーツ少年団登録者の処分に関する申し合わせ事項

(目的)

第1条 本申し合わせ事項は、「公益財団法人日本スポーツ協会登録者等処分規程」に則った本協会ならびに加盟団体、千葉県・市町村スポーツ少年団、千葉県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会等の対応等について定めるものとする。

(適用の範囲)

第2条 本申し合わせ事項において、登録者等とは、以下の者をいう。

(1) 公認スポーツ指導者

「公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度」第6条において認定を受けた者。

(2) スポーツ少年団登録者

「公益財団法人日本スポーツ協会スポーツ少年団登録規程」第5条により認定された団員・指導者・役員及びスタッフ。

2 「公益財団法人日本スポーツ協会スポーツ少年団登録規程」第4条の定めにかかわらず、本規程において、スポーツ少年団登録者は、「公益財団法人日本スポーツ協会スポーツ少年団登録規程」第3条により登録を申請した時点から認定を受けたものとみなす。

(対応)

第3条 「公益財団法人日本スポーツ協会登録者等処分規程」第11条・第13条・第21条により、加盟都道府県体育・スポーツ協会が担う事実調査の対応及び報告等について迅速に実施する。

2 事実調査は、以下の事項について行う。

(1) 審査対象者の氏名

(2) 調査対象事実

(3) 現時点で存する証拠

3 事実調査の報告は以下の項目について行う。

(1) 審査対象者の氏名

(2) 処分内容に関する意見

(3) 調査対象事実に関する調査結果

(4) その他、事実として認められる遵守事項の違反に関する調査結果

(5) 証拠

4 事実調査にあたり、本協会ならびに加盟団体、千葉県・市町村スポーツ少年団、千葉県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会等が協力し、迅速に調査・報告を行うこととする。

(所管委員会)

第4条 本申し合わせ事項に関する事柄は、本協会倫理委員会（総合企画・財務委員会）にて処理する。

(違反行為の防止)

第5条 県内のスポーツ団体・指導者の健全なスポーツ活動の推進のため、本協会ならびに加盟団体、千葉県・市町村スポーツ少年団、千葉県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会等で連携・協力して違反行為の防止についての取組を行う。

(その他)

第6条 本申し合わせ事項の実施に関し必要な事項及び変更は、理事会の決議により行う。

附則 本申し合わせ事項は、令和5年3月24日から施行する

スポーツ団体ガバナンスコード／セルフチェックシート

スポーツ団体が共通して遵守すべき原則・規範として、令和元年度にスポーツ庁は「スポーツ団体ガバナンスコード」を策定し、コードを遵守している旨の「自己説明と公表」を促進することとしています。

その確認ツールとして「セルフチェックシート」があります。このシートはどこかの団体が内容を評価するという性格のものではなく、公表することで広く社会から評価されるということにつながります。

令和 6 年度から、少年団登録システムにおいても公表状況のチェック項目を追加しましたが、単位団設立時・登録更新時だけではなく、適切な単位団運営が行われているかを定期的に確認する目的としてぜひ本「セルフチェックシート」もご活用ください。

○JSPO ホームページ内に「単位団運営にあたってのルールづくり」という新規ページを開設しました。こちらで団規約の例や「セルフチェックシート」についてご紹介しています。

☞ [単位団運営にあたってのルールづくり-スポーツ少年団-JSPO \(japan-sports.or.jp\)](http://japan-sports.or.jp)

○セルフチェックシート(MicrosoftWord 様式)、スポーツ団体ガバナンスコード(一般スポーツ団体向け)の本文はこちらからダウンロードができます(スポーツ庁のサイトに遷移します)。

☞ [スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>：スポーツ庁 \(mext.go.jp\)](http://mext.go.jp)

○また、スポーツ少年団ガイドブックの P46-51 では記入例やポイントをご紹介します。

☞ [スポーツ少年団ガイドブック：R6guidebook-suposho-toha.pdf \(japan-sports.or.jp\)](http://japan-sports.or.jp)

上記「セルフチェックシート」等を用いたガバナンスコードの遵守状況に関する自己説明は、定期的(年 1 回程度)に作成し、以下の方法などで公表することが望まれます。

広く公表することが難しい場合には、以下のようにステークホルダー(団員をはじめとした関係者等)へ説明できる方法で対応することも考えられます。

[対応例]

- ・単位団のホームページに掲載
- ・市区町村スポーツ少年団のホームページに所属の単位団をまとめて掲載
- ・単位団が発行する会報に掲載し関係者に配布
- ・単位団の定時総会などの関係者が出席する会議で資料を提示し説明 など

※上記の他、日本スポーツ振興センターが運営する「スポーツガバナンスウェブサイト」を活用して公表することも可能です。このサイトでは様々なスポーツ団体が情報を公表しています。

☞ [スポーツガバナンスウェブサイト | SPORT GOVERNANCE WEBSITE \(jpnsport.go.jp\)](http://jpnsport.go.jp)

第1章 総則

第1条(目的)

本規約は、〇〇〇〇スポーツ少年団(以下「本団」といいます。)の運営に関する基本的な事項を定めるものです。

第2条(事務所)

本団の事務所は〇〇〇〇内に置きます。

第3条(目的)

本団は、日本スポーツ少年団の目的に従い、スポーツを通じ青少年の心身の健全な育成に資する事を目的とします。

第4条(活動)

本団は、前条の目的を達成する為に次の活動を行います。

- (1) 各種スポーツ活動
- (2) 体力テスト
- (3) レクリエーション活動
- (4) 文化学習活動
- (5) 他団体との交歓交流活動
- (6) 奉仕活動
- (7) その他本団の目的達成に必要な活動

第2章 団員

第5条(構成)

原則、〇〇【市・区・町・村】内に在住し、本団において前条に定める活動を行うことを希望する者は、誰でも本団の団員となることができます。

第6条(申込み)

本団の団員となることを希望する者は、本団の所定の様式により申込みをし、第20条に定める会費を支払ってください。

第7条(有効期間)

本団の団員となる期間は、加入の申込みを受けた日からその年度の末日(3月31日まで)までとなります。次年度も団員となることを希望する者は、改めて前条に定めるとおり、本団に申込みを行ってください。

第8条(団の登録)

本団は、第6条に定めるところにより加入登録を行った団員をまとめ、日本スポーツ少年団登録システムに登録するとともに、団として〇〇【市・区・町・村】スポーツ少年団に所定の登録料を支払って、本団の登録を行います。又、団登録に明記された団員は、全員公益財団法人スポーツ安全協会の保険に加入いたします。

第3章 育成母集団

第9条(権限)

育成母集団は、本団の組織、運営、管理その他本団に関する一切の事項について決議をすることができます。

第10条(構成)

育成母集団は、第11条に定める育成者をもって組織されます。

第11条(育成者)

- 1 新たに団員となった者の保護者は、当然に育成者となります。
- 2 前項に定めるもののほか、本団の目的に賛同する個人、団体は、育成母集団総会による承認をもって、育成者となります。
- 3 保護者以外の者(過去に保護者であった者を含む)は、いつでも、本団に届け出ることにより、育成者を辞任することができます。

第12条(育成母集団総会の開催)

- 1 本団の定時育成母集団総会は、毎年4月1日から5月末日までの間に開催されるものとします。
- 2 団長は、前項に定めるもののほか、いつでも育成母集団総会を招集することができます。
- 3 育成者の総数の3分の1以上の者が希望するとき、団長は、育成母集団総会を招集しなければならないものとします。

第13条(決議要件)

育成母集団総会の決議は、本規約に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる育成者の過半数が出席し、出席した育成者の過半数をもって行います。

第14条(議事録)

- 1 団長は、育成母集団総会の議事について、議事録を作成するものとします。
- 2 本団は、育成母集団総会の日から5年間、前項の議事録を保管するものとします。

第4章 役員

第15条(役員)

本団には、次の役員を置きます。

団長 1名
副団長 若干名(各学年より1名)
指導者 若干名
会計 2名
監事 2名

第16条(選任)

前条の役員は、育成者の中から、育成母集団総会の決議により選任します。

第17条(任期)

- 1 本団の役員の任期は、選任後最初に実施される定時育成母集団総会の終了時までとします。但し、再任を妨げません。
- 2 本団の役員に欠員の生じた時は、育成母集団総会の決議により、それを補充するものとします。

第18条(権限)

- 1 団長は、本団を代表し、育成母集団総会によって決議された活動方針に従い、団務を統轄します。
- 2 副団長は、団長を補佐し、団長に事故ある時は、その職務を代行します。
- 3 指導者は、育成母集団総会によって決議された活動方針に従い、本団の活動を指導します。
- 4 会計は、本団の会計を担当します。
- 5 監事は、前各項に定める者の会計に関する業務執行を監査し、計算書類について意見を述べます。

第5章 会計

第19条(会計)

本団の会計は、団員の納める会費、育成母集団費、寄附金、補助金、その他の収入によって支弁します。
会費については、別に定めます。

第20条(会費)

会費は団員1人当たり1年〇〇円とし、毎年4月に前期分〇〇円、10月に後期分〇〇円を納入するものとします。なお、会費には以下の費用が含まれます。

スポーツ少年団登録料〇円【〇〇県〇〇市の場合は〇〇円】

公益財団法人スポーツ安全協会の保険加入料〇円

第21条(会計年度)

本団の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わります。

第22条(事業報告、計算書類の承認)

- 1 団長は、定時育成母集団総会において、前年度の事業報告を行い、計算書類の承認を受けなければなりません。
- 2 監事は、前項に定める事業報告および計算書類について、事前に確認の上、意見を述べるすることができます。

第6章 その他

第23条(個人情報の取扱と利用目的)

- 1 本団の活動により得られた個人情報(氏名、生年月日、年齢、学年、住所、電話番号、メールアドレス、日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格の登録番号、資格名)は、個人情報の保護に関する法律に基づき、適正に取扱うことといたします。
- 2 個人情報は、以下の利用目的の範囲内で利用することとし、本人(未成年の場合は、保護者)の承諾なく、他の目的には利用いたしません。
 - ・スポーツ少年団登録手続き
 - ・スポーツ少年団関係の事業への参加申込
 - ・その他必要な場合(個人情報利用前に本人(未成年の場合は、保護者)に承諾を得ることとします)
- 3 前項の定めによりスポーツ少年団の登録手続きに個人情報を利用することに伴い、当該個人情報は、日本スポーツ協会日本スポーツ少年団に提供され、同団が定める「スポーツ少年団登録者個人情報の取り扱いについて」その他の規定の適用を受けることとなります。

第24条(所属団体の規定の適用)

本団の活動に当たっては、本団が登録する、日本スポーツ協会日本スポーツ少年団、〇〇【都道府県】スポーツ少年団、〇〇【市区町村】スポーツ少年団および日本〇〇〇〇【競技の国内統括団体】(以下総称して「所属団体」といいます。)の諸規定が適用されます。本団の活動に参加する者は、所属団体に対する個別の登録の有無にかかわらず、所属団体の諸規定を遵守するものとし、これに違反した場合には本団および所属団体から処分を受けることがあることを予め承諾するものとします。

第25条(規約の改正および解散)

- 1 本規約の改正および本団の解散は、育成母集団総会の承認をもって行います。
- 2 前項に定める承認の決議は、議決権を行使することができる育成者の過半数が出席し、出席した育成者の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

附則 1. 本規約は、〇年〇月〇日より施行します。_

運動適性テストⅡについて

1. 運動適性テストⅡの概要

「一生にわたってスポーツや運動を楽しむという観点から、特に発育発達期の子どもの身体の動きやスポーツや運動の適性を評価するテスト」であり、動きの「量」の評価、「質」の評価、コンディショニングチェックの3つで構成されています。

2. 各都道府県内での普及に向けて測定結果の提供をお願いします

運動適性テストⅡの普及に向けて、以下に示す本テストの「必要性和狙い」および各単位スポーツ少年団がテストを実施した際には、日本スポーツ少年団宛に測定結果をご提供いただくようご周知のほどよろしくお願いいたします。

— 運動適性テストⅡの必要性和狙い —

- ① 単位団全体と団員一人ひとりの体力や運動能力の特性を知る
- ② 定期的にテストを行うことによって体力の変化を知る
- ③ テストの結果をもとに、これまでのスポーツ少年団活動を評価し、単位団および団員個人に適した今後の活動プログラムを作成すること

【詳細：運動適性テストⅡ概要／動画での紹介／データ提供方法など】

JSPO トップページ＞スポーツ少年団＞運動適性テストⅡ

<https://www.japan-sports.or.jp/club/test/tabid623.html>



3. 運動適性テストⅡ研修会等を実施する際に講師をご紹介します

特定の団体*¹が主催者として、研修会等(内容例：運動適性テストⅡの概要、旧運動適性テストからの改定経緯、実技を含む実施方法など)を実施する際に、講師を紹介することができます。

講師のご紹介をご希望の際は以下確認事項を記載の上、本事業専用アドレスにご連絡ください。

【連絡先】

日本スポーツ協会少年団課 運動適性テストⅡ担当

運動適性テストⅡ専用アドレス：fitnesstest-renewal@japan-sports.or.jp

【確認事項】

日時／場所／受講対象者(想定人数)／内容(講義・実技の詳細)／講師謝金・旅費支給想定*²

※1 都道府県／市区町村スポーツ協会、都道府県／市区町村スポーツ少年団

※2 講師の諸謝金および旅費の支給は、主催団体の規程に応じてお支払いいただきます

4. 運動適性テストⅡ「認定証(全6種)」および「キーホルダー(全6種)」販売中！

『JSPO 公式オンラインストア』にて引き続き、運動適性テストⅡグッズを販売しております。本テストの普及にあたり、ぜひご活用ください。

なお、本ストアをご利用の際は、都道府県スポーツ少年団専用アカウントからご注文下さい。



JSPO 公式オンラインストア：<https://jspo-ec.jp/>



コンセプト

一生涯にわたってスポーツや運動を楽しむという観点から、特に発育発達期の子どもの身体の動きやスポーツや運動の「**適性**」を評価するテスト(上限年齢なし)。

測定内容

- ① 動きの「量」に加えて、**動きの「質」**を評価
(「どれだけ」に加え、「どのように」に注目)
- ② 「今の自分の身体状態を知り、ケガの予防につなげる」ことを目的とするコンディショニングチェック

新体力テストや従来の運動適性テストとの大きな違い!!
記録ではなく、スキルを評価!!

「運動適性テストⅡ」について



JSPPO
Japan Sport Association

相対年齢効果

同じ学年にいても、誕生日が早い子と遅い子では、月齢に差があり、この月齢の違いが、子どもの成績や評価に大きな影響をあたえること。

「量」だけの評価をすると・・・

正しいフォームで行えているにもかかわらず、
身体の発達速度によっては低い点数になってしまうことも・・・



結果が出ないからモチベーションが上がらない



スポーツが嫌いになってしまう

「質」を評価することで得られる効果

- ⇒子どものやる気を引き出しモチベーションを高める
- ⇒将来的な成長を想定した活動につながる

「運動適性テストⅡ」について

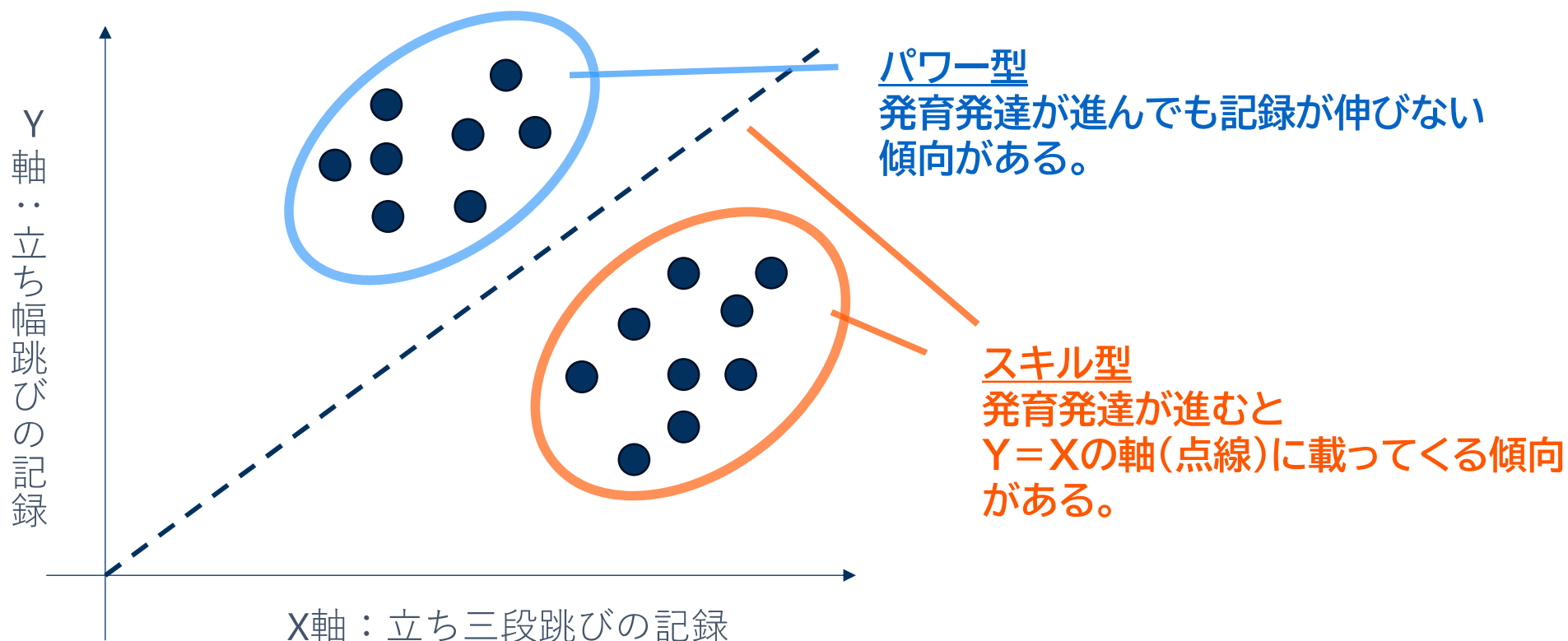


JSPo
Japan Sport Association

立ち幅跳び×立ち三段跳びの関係性

運動適性テストⅡの中身を
ちょっとご紹介！！

同じような種目に見えて、必要となる能力がことなり、
立ち幅跳びは「パワー」、立ち三段跳びは「スキル」を見ることができます。



「運動適性テストⅡ」について



JSP0
Japan Sport Association

よくある質問

Question

- * 普段活動している体育館では、50mも距離が取れません！
- * ボール投げをする十分な環境がありません！

Answer

- * 全種目を行っていただく必要はございません。いくつかの種目は新体力テストと測定方法は同じため、その結果を使用してください。
- * 20m走の結果から50m走のタイムを算出(参考値)できるので、活用してみてください。
(50m推定タイム $\div$ 2.3 $\times$ 20mタイム+0.5~1.0秒)
- * ハンドボール投げは、新聞紙に変えて投球フォームを見るだけでもOKです！

結果はどれだけ成長したかの指標の一つで、大切なのは幼少期に正しい動きと多様な動きを身につけることです。

子どもも指導者も結果にこだわらず動きの「質」に目を向けるきっかけに運動適性テストⅡを活用してください。

「運動適性テストⅡ」について



JSPPO
Japan Sport Association

運動適性テストⅡの実施度調査を始めました。

令和7年度より少年団登録システムにて「基本情報」として回答を必須とし継続的に調査を実施いたします。
調査結果は登録期間終了後、開示予定です。

運動適性テストⅡの実施状況 **必須**

選択してください



選択してください



選択してください

年1回実施している

年2回以上実施している

運動適性テストⅡは実施していないが、旧運動適性テストを年1回以上実施している

運動適性テストⅡも旧運動適性テストも実施していない

運動適性テストⅡは、記録だけでなく「動きの質」に着目したテストです。

同学年の中でも、月齢が高く、発育が早い子どもは「よくない動き」でも記録が良くなる傾向（相対年齢効果）がありますが、つまり、幼少期には多様な「よい動き」を身につけることが重要であり、子どもたちの「動きの質」に着目した指導が欠かせません。

本テストは少年団の共有活動の一つとし、**年2回（春秋）**の実施を推奨しています。

運動適性テストⅡ実施後は測定データの提供にご協力ください。

提出方法は別紙をご確認ください。

運動適性テストⅡグッズのご案内



JSPPO
Japan Sport Association

2024年3月18日(月)に『JSPPO公式オンラインストア』がオープンし、同日、グッズ販売がスタートしました。現在は以下の2点を販売しておりますので、本テストの普及にあたり是非ご活用ください。

【販売中グッズ】(2025年4月時点)

- 運動適性テストⅡ 認定証(10枚セット)
- 運動適性テストⅡ キーホルダー

JSPPO公式オンラインストア:<https://jspo-ec.jp/>



「こんなグッズあればいいのに！」
都道府県の皆さまだからこそ分かる、
そんな素敵なお意見もお待ちしております!!



絶賛販売中!!



公式X(旧Twitter)



🔍 #JSPO #日本スポーツ協会 #スポーツ少年団 #スポ少



公式Facebook



🔍 #JSPO #日本スポーツ協会 #スポーツ少年団 #スポ少

 公式YouTube



🔍 #JSPO #日本スポーツ協会

JSPO公式SNSにて スポーツ少年団情報発信中！

スポーツ少年団関係各種事業について

大会結果、大会の様子など現地からのレポート

交流会、セミナーなど各種事業の様子

全国の単位団の活動紹介などの情報

是非チェックしてください！



公式YouTube



🔍 #日本スポーツ協会 #JSPO #スポーツ少年団 #JJSA

スポーツ少年団とは？がわかる動画

スポーツ少年団事業概要動画

- | | |
|---|------------------|
| 1 | 組織概要編 |
| 2 | リーダー養成編 |
| 3 | 指導者養成編 |
| 4 | 国際交流編 NEW |

公開中！

第5弾「国内交流編」作成予定！



スポーツ少年団事業概要動画（リーダー養成編）



スポーツ少年団事業概要動画（指導者養成編）



スポーツ少年団事業概要動画（国際交流編）

市町村スポーツ少年団所在地一覧

R7年3月現在

地区	市町村名	〒	住所	住所2	電話番号	FAX番号		
中央	千葉市	260-0025	千葉市中央区問屋町1-20	公益財団法人千葉市スポーツ協会内	043-238-2380	043-203-8936		
	市原市	290-0051	千葉県市原市君塚5-12-5	市原市スポーツ少年団事務局 富澤良一	0436-23-1893	0436-23-1893		
西	船橋	船橋市	274-0063	船橋市習志野台2-73-19	船橋市スポーツ少年団事務局 北村 寿	047-461-5474	047-461-5474	
		市川市	272-8501	市川市八幡1-1-1	市川市スポーツ推進課内	047-318-2013	047-318-2014	
		習志野市	275-0021	習志野市袖ヶ浦5-1-1	(公財)習志野市スポーツ振興財団内	047-452-4380	047-452-4480	
		八千代市	276-0045	八千代市大和田138-2	八千代市教育委員会文化・スポーツ課	047-481-0305	047-486-4199	
		浦安市	279-8501	浦安市猫実1-1-1	浦安市教育委員会生涯学習部市民スポーツ課	047-712-6819	047-351-5494	
	東葛	松戸市	271-0064	松戸市上本郷4434	松戸運動公園内(一財)松戸市スポーツ協会	047-369-2030	047-710-6718	
		柏市	277-0856	柏市新富町1-2-41-109	柏市スポーツ少年団事務局 石井 健	080-2560-7794		
		野田市	278-8550	野田市鶴奉7-1	野田市役所自然経済推進部スポーツ推進課内	04-7123-1367	04-7122-1581	
		流山市	277-0884	柏市みどり台2-12-3	流山市スポーツ少年団事務局 吉開 幹大	090-8108-7252		
		我孫子市	270-1166	我孫子市我孫子1684	我孫子市教育委員会文化スポーツ課内	04-7185-1604	04-7185-1760	
北	鎌ヶ谷市	273-0195	鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷2-6-1	鎌ヶ谷市教育委員会生涯学習部文化・スポーツ課内	047-445-1531	047-445-1100		
	印旛	佐倉市	285-8501	佐倉市海隣寺町97	佐倉市役所生涯スポーツ課内	043-484-6742	043-484-1677	
		成田市	286-8585	成田市花崎町760	成田市シティブロモーション部スポーツ振興課	0476-20-1584	0476-22-4494	
		四街道市	284-0003	四街道市鹿渡2001-10	四街道市教育委員会文化・スポーツ課	043-424-8926	043-424-8923	
		酒々井町	285-0922	印旛郡酒々井町中央台4-10-1	酒々井町教育委員会生涯学習課	043-496-5334	043-496-5323	
		八街市	289-1143	八街市八街い84-10	八街市スポーツプラザ内	043-443-1465	043-443-8005	
		富里市	286-0221	富里市七栄652-268	富里市教育委員会生涯学習課	0476-92-1597	0476-93-9640	
		栄町	270-1516	印旛郡栄町安食938-1	栄町教育委員会生涯学習課スポーツ振興班	0476-95-1112	0476-95-9500	
		印西市	270-1367	印西市浦部275松山下公園総合体育館	印西市健康子ども部スポーツ振興課内	0476-42-8417	0476-42-8427	
		白井市	270-1492	白井市復1123	白井市教育委員会生涯学習課スポーツ振興係内	047-492-1111	047-492-6377	
		香取	香取市	287-8501	香取市佐原口2127	香取市教育委員会生涯学習課内	0478-50-1221	0478-54-5550
	神崎町		289-0221	香取郡神崎町神崎本宿96	神崎町教育委員会内	0478-72-1601	0478-70-1150	
	東庄町		289-0601	香取郡東庄町笹川いゝ4713-11	東庄町教育委員会教育課生涯学習係	0478-86-1221	0478-86-3454	
	多古町		289-2241	香取郡多古町多古2855多古町コミュニティプラザ内	多古町教育委員会生涯学習課社会体育係	0479-76-7811	0479-76-7813	
	海匝	銚子市	288-0031	銚子市前宿町1140	銚子市体育館内	0479-24-9559	0479-24-9558	
		旭市	289-2595	旭市ニ2132	旭市教育委員会体育振興課内	0479-64-1132	0479-62-5855	
		匝瑳市	289-2141	匝瑳市八日市場ハ793-1	匝瑳市教育委員会生涯学習課スポーツ振興班内	0479-73-0097	0479-73-0015	
	東	山武	東金市	283-8511	東金市東岩崎1-1	東金市教育委員会スポーツ振興課スポーツ振興係内	0475-50-1189	0475-50-1294
大網白里市			299-3265	大網白里市上貝塚160	大網白里市教育委員会生涯学習課スポーツ振興室内	0475-72-5708	0475-72-0436	
九十九里町			283-0195	山武郡九十九里町片貝4099	九十九里町教育委員会	0475-70-3193	0475-76-7423	
山武市			289-1316	山武市五木田3241	成東総合運動公園管理棟内	0475-80-1461	0475-80-3716	
横芝光町			289-1727	山武郡横芝光町宮川11907-2	横芝光町教育委員会社会文化課内	0479-84-1358	0479-84-2877	
芝山町			289-1624	山武郡芝山町小池973	芝山町教育委員会生涯学習課社会教育係内	0479-77-1861	0479-77-1950	
長生		茂原市	297-0029	茂原市高師2165番地	茂原市市民体育館内	0475-23-2811	0475-25-9351	
		一宮町	299-4301	長生郡一宮町一宮2461	一宮町教育委員会教育課内	0475-42-1416	0475-42-1424	
		白子町	299-4292	長生郡白子町関5038-1	白子町教育委員会生涯学習課	0475-33-2144	0475-33-7461	
		長柄町	297-0218	長生郡長柄町桜谷690	長柄町教育委員会生涯学習課	0475-35-3242	0475-35-5095	
		長南町	297-0121	長生郡長南町長南2125	長南町中央公民館	0475-46-1194	0475-46-1194	
		睦沢町	299-4413	長生郡睦沢町上之郷1565	睦沢町総合運動公園内	0475-44-5211	0475-44-5228	
		長生村	299-4336	長生郡長生村岩沼2119	長生村教育委員会生涯学習課	0475-32-5100	0475-32-5199	
		夷隅	勝浦市	299-5292	勝浦市新官1343-1	勝浦市教育委員会生涯学習課内	0470-73-6613	0470-73-9066
大多喜町			298-0216	夷隅郡大多喜町大多喜486-12	大多喜町B&G海洋センター内	0470-82-2462	0470-82-4526	
いすみ市			298-8501	いすみ市大原7400-1	いすみ市教育委員会生涯学習課内	0470-62-2811	0470-62-2836	
御宿町			299-5102	夷隅郡御宿町久保2200	御宿町公民館内	0470-68-2947	0470-68-7130	
南		安房	館山市	294-8601	館山市北条1145-1	館山市教育委員会教育部スポーツ課	0470-22-3696	0470-23-3115
			鴨川市	296-0014	鴨川市太尾866-1	鴨川市建設経済部スポーツ振興課	04-7093-5111	04-7093-5112
	鋸南町		299-2118	安房郡鋸南町竜島1111-6	鋸南町B&G海洋センター	0470-55-4411	0470-55-4450	
	南房総市		299-2592	南房総市岩糸2489	南房総市教育委員会生涯学習課内	0470-46-2964	0470-46-4059	
	君津	木更津市	292-8501	木更津市朝日3-10-19 木更津市役所朝日庁舎	木更津市健康こども部スポーツ振興課	0438-23-5319	0438-25-3991	
		君津市	299-1192	君津市久保2-13-1	君津市健康こども部スポーツ推進課内	0439-56-1698	0439-56-1629	
		富津市	293-8506	富津市下飯野2443	富津市教育委員会生涯学習課内	0439-80-1344	0439-80-1353	
袖ヶ浦市	299-0292	袖ヶ浦市坂戸市場1-1	袖ヶ浦市教育委員会スポーツ振興課	0438-62-3791	0438-63-9680			

スポーツ // 文化活動 // ボランティア 団体活動のための補償制度

令和7年度
(2025年度)

保険期間
令和7年4月1日から
令和8年3月31日まで

小さな掛金、大きな補償

スポーツ 安全保険



スポあんネット

インターネットでかんたん加入

保険の詳しい内容、資料の請求は、
ホームページをご覧ください。



#スポーツチーム #大学クラブ #スポーツ少年団
#放課後事業 #総合型地域スポーツクラブ #教室
#部活動地域移行 #文化系サークル #ボランティア

加入区分・掛金（年度初回加入時は4名以上）

加入対象者	補償対象となる団体・グループ活動	加入区分	年間掛金 (1人当たり)
子ども※ (中学生以下)	スポーツ活動 文化活動 ボランティア活動 地域活動	A1	800円
大人 (高校生以上)	スポーツ活動(指導・審判を含む) ●A2区分で対象となる活動も補償されます。	C 64歳以下	1,850円
		B 65歳以上	1,200円
	文化活動 ボランティア活動 地域活動 準備・片付け・応援・団体員の送迎 ●スポーツ活動中の事故は補償の対象外です。	A2	800円
	危険度の高いスポーツ(指導・審判を含む)	D	11,000円
子ども※ (中学生以下)	ワ(個人活動補償型) A1 区分の補償となる団体活動に加え、個人活動も対象	AW	1,450円
大人 (高校生以上)	C 区分の補償となる団体活動に加え、個人活動も対象	CW 64歳以下	4,850円
	B 区分の補償となる団体活動に加え、個人活動も対象	BW 65歳以上	5,000円

※特別支援学校高等部の生徒を含みます。 年間掛金には、制度運営費(10円)が含まれます。
(注)C・B・CW・BW区分の年齢の判断は「令和7年4月1日」を基準とします。

本広告はスポーツ安全保険の概要を掲載しており、ご加入の際には、必ず「スポーツ安全保険のあらまし」及び「重要事項説明書」をよくお読みください。詳細は保険約款及び特約書によりますが、ご不明の点については(公財)スポーツ安全協会または東京海上日動火災保険(株)へお問い合わせください。

〈引受幹事保険会社〉

東京海上日動火災保険株式会社 ☎ 0120-233-801
担当課 公務第2部 文教公務室 (平日9:00~17:00)

〈共同引受保険会社(令和7年4月予定)〉

あいおいニッセイ同和 共栄火災 損保ジャパン 大同火災 東京海上日動 日新火災 三井住友海上 AIIG損保

公益財団法人スポーツ安全協会
<https://www.sportsanzen.org>